# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障がい福祉サービス事業者等 指定申請の手引き

令和5年6月 新潟市福祉部障がい福祉課

# ※「障がい」の表記について 新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原 則的にひらがなで「障がい」と表記することとしております。この手引きにおいて、本来 法律に基づき漢字表記をしなければならないものもありますが、書類の名称等を除き原則 ひらがなで表記しております。

第1	指定申請の概要	
1	指定のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	2 指定申請に係る照会・書類提出先・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	3 関係各所との事前調整(参考)・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2	2 指定に関する基準	
Ι	指定に関する基準の基本的な考え方	
	1 指定の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	2 市障がい福祉計画及び県障害福祉計画との関係・・・・・・・・・・	9
	3 指定の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	4 利用定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	5 常勤・非常勤/専従・兼務の考え方・・・・・・・・・・・・	15
	6 従業者の員数等にかかる用語の定義・考え方について・・・・・・・	16
	7 必要人員等の算定について(小数点の取扱いについて)・・・・・・	19
	8 管理者の資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	9 サービス管理責任者の要件・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	10 相談支援専門員の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	11 重度訪問介護従業者の要件等 ・・・・・・・・・・・・・・	22
	12 行動援護従業者の要件等 ・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	13 同行援護従業者の要件等 ・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(参考) サービス管理責任者・相談支援専門員の実務経験について・・・・	23
	1 事業者指定に関する基準・要綱(解釈通知)・最低基準 ・・・・・・	25
	2 人員・設備基準の概要	
	(1)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護・・・・・・・・・	26
	(2)療養介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(3)生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	(4) 短期入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	(5)重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	(6)障がい者支援施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	(7)自立訓練(機能訓練)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	(8)自立訓練(生活訓練)・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	(9) 就労移行支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	(10) 就労継続支援A型、B型 ・・・・・・・・・・・・・・・	35
	(11) 就労定着支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	(12) 自立生活援助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	(13) 共同生活援助(介護サービス包括型) ・・・・・・・・・・	37
	(14) 共同生活援助(外部サービス利用型) ・・・・・・・・・・	38
	(15) 共同生活援助(日中サービス支援型) ・・・・・・・・・・	38
	(16) 一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援) ••••••	39
	(参考) 管理者及びサービス管理責任者の兼務について・・・・・・・・	39

第3 指定申請関係書類 1 必要書類とファイリング	
(1) 必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 42 • 42
(1)指定申請書(別記様式第1号)····································	• 44 • 45 • 47
<ul> <li>第4 報酬・加算に関する体制届</li> <li>1 報酬に関する告示・留意事項通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	• 51 • 52 • 52 • 52
第5 指定後の届出等 1 業務管理体制の整備に関する届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 54 • 56 • 57 • 58
【参考資料】 ・添付書類一覧(新規申請用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>60</li><li>61</li><li>62</li></ul>

# 第1 指定申請の概要

#### 1 指定の概要

〇事業者指定を受けるためには、申請者の要件のほか、サービスの種類ごとに新潟市条例・規則で 定める人員、設備、運営に関する基準等を満たしていなければなりません。25 ページに記載の事 業者指定に関する基準・要綱・最低基準及び51 ページに記載の報酬に関する告示・留意事項通知 をご確認いただき、法令及び指定基準等を十分に理解した上で事業を検討してください。

〇指定申請に当たっては、事前に必要な手続きや人員の手配、設備面の整備、申請書類の作成など 十分な準備期間が必要です

○事業実施にあたっては、事前に事業実施の必要性等をご相談ください。

# 2 指定のスケジュール

- ○訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者包括支援)
- 〇居住系サービス(施設入所支援、共同生活援助)
- ○日中活動系サービス(生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

日の3か月前の末日まで  ・申請法人の者であって、当該申請事業内容を把握しいる方が来庁してください。コンサルタントや建築などのみの場合は応じかねます。 ・実施する事業、定員、職員体制等を記載した「事業施計画書」を提出してください。 ・「事業実施計画書」提出後に事業所所在地が変更にる場合は、事業実施計画書を再度提出してください(この場合、スケジュールもリセットします)・申請相談 ・申請書類を作成し、必ず事前に日時を予約の上、障い福祉課へご持参ください。書類を確認します。・補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。 ・補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。 ・ 神話を経た指定申請書類をご提出ください。		1	食食儿丧、日 <u>以训</u> 牌、别力核仃又拔、别为継続又拔 <i>)</i>
日の3か月前の末日まで  を予約してください。予約なく来庁された場合は対 できない場合があります。 ・申請法人の者であって、当該申請事業内容を把握し いる方が来庁してください。コンサルタントや建築 などのみの場合は応じかねます。 ・実施する事業、定員、職員体制等を記載した「事業 施計画書」を提出してください。 ・「事業実施計画書」提出後に事業所所在地が変更に る場合は、事業実施計画書を再度提出してください (この場合、スケジュールもリセットします) ・申請相談 ・申請書類を作成し、必ず事前に日時を予約の上、障い福祉課へご持参ください。書類を確認します。 ・補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場 があります。 ・ 事業開始予定 指定申請書類の提出期 ・申請相談を経た指定申請書類をご提出ください。	時期	項目	
の末日まで  ・申請法人の者であって、当該申請事業内容を把握しいる方が来庁してください。コンサルタントや建築などのみの場合は応じかねます。 ・実施する事業、定員、職員体制等を記載した「事業施計画書」を提出してください。 ・「事業実施計画書」提出後に事業所所在地が変更にる場合は、事業実施計画書を再度提出してください(この場合、スケジュールもリセットします)・申請相談 ・申請書類を作成し、必ず事前に日時を予約の上、障い福祉課へご持参ください。書類を確認します。・補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。 ・補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。 ・ 神話書類の提出期 ・ 申請相談を経た指定申請書類をご提出ください。	事業開始予定	事業実施計画書の提出	・ 事業実施計画書の提出にあたっては、必ず事前に日時
申請法人の者であって、当該申請事業内容を把握しいる方が来庁してください。コンサルタントや建築などのみの場合は応じかねます。     実施する事業、定員、職員体制等を記載した「事業施計画書」を提出してください。     「事業実施計画書」提出後に事業所所在地が変更にる場合は、事業実施計画書を再度提出してください(この場合、スケジュールもリセットします)     申請相談     ・申請書類を作成し、必ず事前に日時を予約の上、障い福祉課へご持参ください。書類を確認します。・補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。     ・ 補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。     ・ ・ 神話相談を経た指定申請書類をご提出ください。	日の3か月前		を予約してください。予約なく来庁された場合は対応
いる方が来庁してください。コンサルタントや建築などのみの場合は応じかねます。 ・ 実施する事業、定員、職員体制等を記載した「事業施計画書」を提出してください。 ・ 「事業実施計画書」提出後に事業所所在地が変更にる場合は、事業実施計画書を再度提出してください(この場合、スケジュールもリセットします)・申請相談・申請相談・申請書類を作成し、必ず事前に日時を予約の上、障い福祉課へご持参ください。書類を確認します。・補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の末日まで		できない場合があります。
などのみの場合は応じかねます。 ・ 実施する事業、定員、職員体制等を記載した「事業施計画書」を提出してください。 ・ 「事業実施計画書」提出後に事業所所在地が変更にる場合は、事業実施計画書を再度提出してください(この場合、スケジュールもリセットします) ・ 申請相談 ・ 申請書類を作成し、必ず事前に日時を予約の上、障い福祉課へご持参ください。書類を確認します。・ 補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。			・ 申請法人の者であって、当該申請事業内容を把握して
実施する事業、定員、職員体制等を記載した「事業施計画書」を提出してください。     「事業実施計画書」提出後に事業所所在地が変更にる場合は、事業実施計画書を再度提出してください(この場合、スケジュールもリセットします)     申請相談     ・ 申請書類を作成し、必ず事前に日時を予約の上、障い福祉課へご持参ください。書類を確認します。     ・ 補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。     事業開始予定 指定申請書類の提出期     ・ 申請相談を経た指定申請書類をご提出ください。			いる方が来庁してください。コンサルタントや建築士
施計画書」を提出してください。  ・ 「事業実施計画書」提出後に事業所所在地が変更にる場合は、事業実施計画書を再度提出してください(この場合、スケジュールもリセットします)  ・ 申請相談  ・ 申請書類を作成し、必ず事前に日時を予約の上、障い福祉課へご持参ください。書類を確認します。 ・ 補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。 ・ 非定申請書類の提出期 ・ 申請相談を経た指定申請書類をご提出ください。			などのみの場合は応じかねます。
<ul> <li>・ 「事業実施計画書」提出後に事業所所在地が変更にる場合は、事業実施計画書を再度提出してください(この場合、スケジュールもリセットします)</li> <li>申請相談</li> <li>・ 申請書類を作成し、必ず事前に日時を予約の上、障い福祉課へご持参ください。書類を確認します。</li> <li>・ 補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。</li> <li>事業開始予定 指定申請書類の提出期</li> <li>・ 申請相談を経た指定申請書類をご提出ください。</li> </ul>			・ 実施する事業、定員、職員体制等を記載した「事業実
る場合は、事業実施計画書を再度提出してください (この場合、スケジュールもリセットします)   申請相談			施計画書」を提出してください。
<ul> <li>例)4月1日指定→遅くとも1月末まで</li> <li>(この場合、スケジュールもリセットします)</li> <li>・申請書類を作成し、必ず事前に日時を予約の上、障い福祉課へご持参ください。書類を確認します。</li> <li>・補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。</li> <li>事業開始予定 指定申請書類の提出期 ・申請相談を経た指定申請書類をご提出ください。</li> </ul>			・ 「事業実施計画書」提出後に事業所所在地が変更にな
(この場合、スケジュールもリセットします)     申請相談    ・ 申請書類を作成し、必ず事前に日時を予約の上、障い福祉課へご持参ください。書類を確認します。     ・ 補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。     ・ 事業開始予定    指定申請書類の提出期    ・ 申請相談を経た指定申請書類をご提出ください。	(a) 4810	1場定→遅くとも 1 日末まで	る場合は、事業実施計画書を再度提出してください。
い福祉課へご持参ください。書類を確認します。	例)4月1日指定→遅くとも1月末まで		」 (この場合、スケジュールもリセットします)
<ul><li>・補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場があります。</li><li>事業開始予定 指定申請書類の提出期 ・申請相談を経た指定申請書類をご提出ください。</li></ul>		申請相談	・ 申請書類を作成し、必ず事前に日時を予約の上、障力
があります。 事業開始予定 指定申請書類の提出期 ・ 申請相談を経た指定申請書類をご提出ください。			い福祉課へご持参ください。書類を確認します。
事業開始予定 指定申請書類の提出期 ・ 申請相談を経た指定申請書類をご提出ください。			・ 補正の必要がなくなるまで、複数回来庁いただく場合
			があります。
日の前々月の 限 ・ 書類に不備や不足がある場合は受付できませんの	事業開始予定	指定申請書類の提出期	・ 申請相談を経た指定申請書類をご提出ください。
	日の前々月の	限	・ 書類に不備や不足がある場合は受付できませんので
末日までご注意ください。提出期限までに受付できない場合	末日まで		ご注意ください。提出期限までに受付できない場合、
指定は 1 か月単位で延期となります。			指定は 1 か月単位で延期となります。
・ 控えとして、申請書類一式の写しを必ず保管してく			・ 控えとして、申請書類一式の写しを必ず保管してくた
さい。			さい。
・ 指定申請書の提出時に管理者、サービス提供責任者			・ 指定申請書の提出時に管理者、サービス提供責任者又
はサービス管理責任者との面談を行います。(提出			はサービス管理責任者との面談を行います。(提出時
に行えない場合は、別途日程調整の上面談を実施し			に行えない場合は、別途日程調整の上面談を実施しま
ਰ)			す)
例)4月1日指定→遅くとも2月末までに提出 ・ 4月1日指定は申請が集中しますので、早めのご提	例)4月1日指5	→遅くとも2月末までに提出	・ 4月1日指定は申請が集中しますので、早めのご提出
をお願いします。			丿 をお願いします。

事業開始予定	審査	・ 障がい福祉課において提出書類の審査を行います。	
日の前月まで	現地確認	・ 書類の補正や追加書類の提出を依頼する場合があ	り
		ます。補正や提出の状況によっては、指定は延期と	な
		ります。	
		・ 指定申請書提出後に変更が発生した場合は、速やか	に
		申し出てください。変更を申し出ないまま指定を受	け
		た場合、指定取消の事由となる場合があります。	
		・ 障がい福祉課職員が事業所開設予定地を訪問する	現
		地確認を行う場合があります。設備基準を満たして	い
		るかを確認します。(訪問系サービス、就労定着支援	호 <b>、</b>
		自立生活援助、一般相談支援を除く)	
審査後	指定通知	・ 指定は毎月1回、1日付けで行います。	
		・ 決裁後、指定通知書を郵送します。	
		・ 指定通知書の再発行はしません。	
		<ul><li>指定の有効期間は6年間です。当該有効期間を更新</li></ul>	す
		るためには指定の更新申請が必要です。	
指定後	公示	・ 事業者名、事業所名、所在地、サービスの種類等を	市
	台帳登録	HPに掲載します。	
		・ 事業者情報等のシステム登録を行い、新潟県国民健	康
		保険団体連合会にデータを送信します。	
		・ 指定の3か月後に、障がい福祉課職員が事業所を訪	問
		し運営状況の確認を行います。	

○短期入所、就労定着支援、自立生活援助、一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)

事業開始予定日の前々月の末日までに、申請相談済みの指定申請書類を提出してください。指定申請書類の提出以降の流れは、上記を参照してください。

# ※締切日が閉庁日の場合は直前の開庁日を締切とします。

# ・書類提出等のスケジュール

# 〇新規指定

サービス種類	事業実施計画書	指定申請締切
訪問系サービス(居宅介護等)		
居住系サービス(療養介護、障がい者支援施設、共同生活援助(住居の		
追加・サテライトの追加を含む))	3か月前の末日	
日中活動系サービス		前々月の末日
(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)		
短期入所、就労定着支援、自立生活援助	<b>不</b> 再	
一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)	不要	

# 〇定員増

サービス種類	事業実施計画書	変更申請•変更届
生活介護、就労継続支援※1		前月日の末日
障がい者支援施設(施設入所支援)※1		前々月の末日 
自立訓練、就労移行支援	3か月前の末日	
療養介護		変更から 10 日以内
共同生活援助(住居の追加を伴わないもの)	<b>本</b> 亜	
短期入所	· 不要	

- ※1 障がい者支援施設、生活介護及び就労継続支援についてはサービス量の定めにより、新規指 定及び定員増ができない場合があります。事前にご相談ください。
- ※2 人員や設備の要件を確認するため、事前にご相談ください。
- ※3 介護給付費等の請求に関する事項(報酬・加算に関する体制)に変更がある場合は、前月 15 日までに届出が必要です。

#### 2 指定申請に係る照会・書類提出先

【指定申請書類等の提出先】

#### **〒**951-8550

(郵送の場合、住所記載不要) 新潟市中央区学校町通 1-602-1 新潟市福祉部障がい福祉課 (担当係名)

#### 【担当係•連絡先】

就労移行支援 就労継続支援 B 型 就労定着支援	就労支援係 電話 025-226-1249	ファックス 025-223-1500
上記以外のサービス 指定係 電話 025-226-1241		電子メール shogai.wl@city.niigata.lg.jp (障がい福祉課代表アドレス)

#### 3 関係各所との事前調整(参考)

#### (1) 都市計画法に適合しているかについての確認

市街化調整区域等の用途地域において、障がい福祉サービス事業を行うためには事前に開発許可を受けることが必要な場合がありますので、事前に事業所建設を予定している区の区役所建設課まちづくり係にご確認ください。

#### (2) 建設基準法に適合しているかの確認

事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件を満たす必要があります。

指定申請時に建築基準法に基づく確認済証・検査済証の写しをご提出ください。

延床面積が200 ㎡を超える場合は、「用途変更」が必要な場合がありますので、事前に市役所 建築行政課建築審査係にご確認ください。

床面積が200 ㎡以下であって確認申請が不要な場合でも、建築基準法やその関係規定を遵守する必要があります。事業所の新規開設・移転の際には、建築物の適法性の確認を行うため、「(参考様式)既存建築物に係る建築基準法上の適合状況報告書」を提出してください。適法性の確認には、専門知識が必要です。事業者から建築士に依頼し、障がい福祉サービス事業を行う建築物が「児童福祉施設等」(共同生活援助の場合は「寄宿舎」や「共同住宅」)として建築基準法に適合しているか、建築士による調査の上、報告書を指定申請書類・変更届出書類とあわせて提出してください。

※ただし、以下の場合は報告書の提出は不要です。

- ①確認済証、検査済証の提出が可能な建築物であり、主要用途が適切なもの(「児童福祉施設等」、「寄宿舎」、「共同住宅」)となっている場合
- ②訪問系・相談系サービスの指定申請の場合

#### (3) 消防法に適合しているかの確認

事業所として使用する物件が、消防法に適合しているかを確認する必要があります。 物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合がありますので、 事前に事業所が所在する区を管轄する消防署市民安全課予防調査係にご相談ください。

なお、建物の使用開始前に「防火対象物使用開始届出書」を消防署に届け出て、立入調査を受ける必要がある場合があります。調査までに相当な時間を要することがありますので、早めに手続してください。(消防法への適合が確認できるまで、指定が延期になる場合があります。)

#### (4) 近隣住民等への説明

近隣住民等に対する事前の説明が不十分であったために、トラブルに発展するケースが相次いでいます。事業所の開設や移転の際には、近隣住民等に対して事前に説明を行ってください。また、自動車での利用者の送迎を予定している場合なども事前に説明し、トラブルの防止に努めてください。説明は施工業者等に任せるのではなく、法人の代表者や事業所の管理者など、責任のある立場の方が行うようにしてください。

具体的な説明内容は以下を参考としてください。

- サービス内容
- 対象とする障がい者児の種別
- ・営業日及び営業時間
- 改修工事が必要な場合は工事内容

説明はできる限り早い時期に行うことが望ましいです。

◎近隣住民等へ説明を行った後、新規指定の場合は指定日までの間に、移転の場合は変更届提出時に「近隣住民等への説明に係る報告書」を障がい福祉課へ提出してください。

#### (5) 駐車場の確保

送迎サービスを提供する場合や、利用者家族等による送迎が想定される場合には、駐車場(スペース)を確保してください。路上駐車による近隣住民への迷惑や通行の危険が発生しないよう、 十分に準備してください。

#### (6) 事業所の名称

事業所名称については、市内に類似する名称の事業所がないか、事前に確認してください。 新潟市ホームページ内「施設・事業所のご案内」から事業所一覧が確認できます。

#### (7) 事業所において利用者に昼食等を提供する場合

食事を提供する状況によって保健所への手続きが必要な場合がありますので、市保健所食の安全 推進課にご確認ください。

## (8) 事業所において送迎を行う場合

事業所で送迎を行う場合、使用する自動車の台数や乗車定員数によって、安全運転管理者制度の届出が必要となる場合がありますので、事業所を管轄する警察署に確認してください。

- ※新規の指定時のみならず、事業開始後に事業所の所在地を変更する際にも、新たな建物において、 同様の対応をお願いします。
- ※この他にも、指定申請の前に事前に調整を行っておくことが必要となるものや、所管する行政機関の許可等を必要とするものもあります。それぞれを所管する行政機関に事前に確認してください。必要な手続きを完了していないと、事業所の指定を受けられない場合や、指定を受けても営業できない場合がありますのでご注意ください。

第2 指定に関する基準

## I 指定に関する基準の基本的な考え方

#### 1 指定の要件

事業者指定を受けるためには、事業所ごと、サービスの種類ごとに以下の要件を満た している必要があります。

- ① 法人格を有しており、定款等で当該事業を実施する旨が明確であること。 (就労継続支援A型については、社会福祉法人以外の者である場合は、専ら社会福祉 事業を行う法人であること。)
- ② 従業者の知識・技能及び人員が、市が条例で定める基準を満たしていること。
- ③ 市が条例で定める設備・運営基準に従って適正な事業運営ができること。
- ④ 申請者やその役員等が障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障がい者総合支援法」という。)上の欠格事由に該当しないこと。
- ※ 定款等の規定について(例) ※許認可法人は所管課にも要相談
  - ・社会福祉法人の場合障害福祉サービス事業の経営/一般相談支援事業の経営
  - ・株式会社、NPO法人等の場合 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するにめの法律に基づく障害福祉サービス事業/障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業(根拠法を明示すること。)

# 2 市障がい福祉計画及び県障害福祉計画(以下、障がい福祉計画)との関係

- (1)特定障がい福祉サービス事業者の指定(障がい者総合支援法第36条) 特定障がい福祉サービス(生活介護及び就労継続支援A型・B型)は、供給量の 調整等を行いつつ計画的に整備を行っていく必要があるサービスであることから、 当該特定障がい福祉サービスがすでに障がい福祉計画で定める量に達している又は 当該指定によってこれを超えるとき等は、指定を行わない場合があります。
- (2) 指定障がい者支援施設の指定(障がい者総合支援法第38条) 指定障がい者支援施設が行う施設障がい福祉サービスについては、地域移行を進 める観点等から、その供給量の調整等を行う必要があるため、指定に当たっては、 当該施設障がい福祉サービスがすでに障がい福祉計画に定める入所定員の総数に達 している又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることとなるとき等は、 指定を行わない場合があります。

# 3 指定の単位

原則として指定障がい福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行います。

- (1) 従たる事業所の取り扱いについて
  - ・ 日中活動系サービスについては、以下のア及びイの要件を満たす場合、「主たる事業所(以下、主)」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として一又は複数の「従たる事業所(以下、従)」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができます。
  - ・ なお、従たる事業所は主たる事業所のサービス種別と同一となり、主たる事業所が 多機能型事業所の場合は、主たる事業所が指定を受けた事業のうち、一つの指定事

業のみに付随することとなります。

・ また、報酬単価、人員配置については、主たる事業所と従たる事業所を合わせた定 員数、平均障がい支援区分、利用者数によって算定します。

#### ア 人員及び設備に関する要件

「主」及び「従」の利用者の合計数に応じた従業者が確保され、「従」におい ① て常勤かつ専ら当該従たる事業所の職務に従事する従業者(サービス管理責任 者除く。)が1人以上確保されていること。

「従」の利用定員が障がい福祉サービス種類に応じて次のとおりであること。

- 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援: 6 人以上
  - 就労継続支援A型、就労継続支援B型:10人以上
- (3) 「主」と「従」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。
- 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。

#### イ 運営に関する要件

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には 随時、「主」と「従」との間で相互支援が行える体制(例:「従」の従業者が 急病の場合等に、「主」から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。 3 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程 が定められていること。
- ⑤ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとと もに「主」と「従」の会計が一元的に管理されていること。

#### (2) 出張所等の取扱いについて

- ・ 例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張 所等であって、上記(1)のイの要件を満たすものについては「事業所」に含めて指 定することができます。
- ・ また、上記(1)のアの④は出張所についても同様です。

#### (3) 多機能型事業所について

・ 多機能型事業所とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法に基づく 障がい児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援)の事業のうち 2 つ以上の事業を一体的に行う事業所のことで す。

- ・ 事業所の指定は、事業の種類ごとに行いますので、事業の追加については、当該事業の追加指定という取り扱いとなります。
- ・ 多機能型事業所の報酬単価(基本報酬)は、実施する複数種類の事業の総定員により算定されます。
- (4)同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障がい福祉サービスを実施する場合の取扱いについて
  - ・ 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障がい福祉サービスを実施 する場合については、一の指定障がい福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所 として取り扱います。
  - ・ 同一法人による複数の事業所が複数の指定障がい福祉サービスを異なる場所で実施する場合は、上記(1)のアの②及び③並びにイの要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能です。

#### (5) 指定の例(主な事業者指定のパターン)

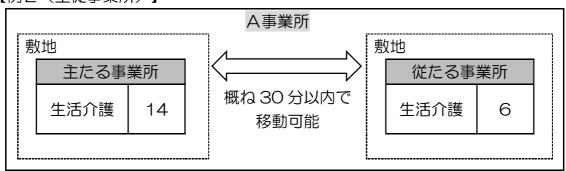
#### 【例1 (通常の事業所)】





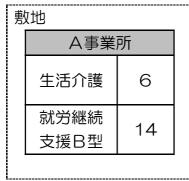
原則として事業所ごとに指定するため、A、Bそれぞれに指定

#### 【例2(主従事業所)】



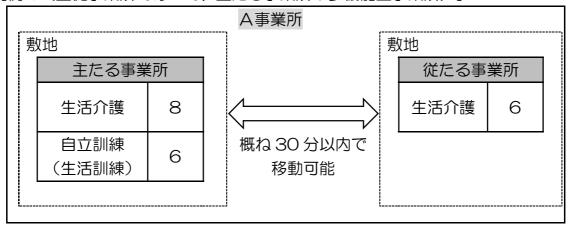
概ね 30 分以内で移動可能であって、一体的な運営が可能等、所定の要件を満た せば、一の事業所として指定

# 【例3(多機能型事業所)】



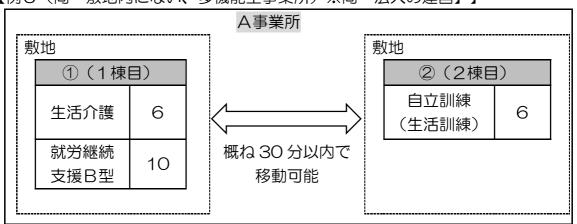
各事業の定員規模は生活介護 6 人以上、就労継続支援B型 10 人以上とし、合計は 20 人以上とすることが可能

## 【例4(主従事業所であって、主たる事業所が多機能型事業所)】



概ね 30 分以内で移動可能であって、一体的な運営が可能等、所定の要件を満た せば、一の事業所として指定。なお、従たる事業所は、主たる事業所が指定を受け る事業のうち、その一つの指定に付随するものであること。

## 【例5(同一敷地内にない、多機能型事業所)※同一法人の運営】】



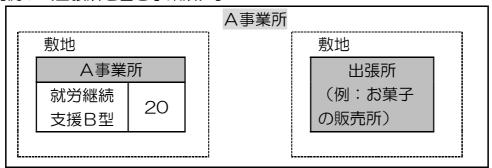
概ね 30 分以内で移動可能であって、一体的な運営が可能等、所定の要件を満た せば、①と②を一の多機能型事業所として指定することが可能。

## 【例6(同一敷地内にある、複数の事業による事業所)※同一法人の運営】】



同一敷地内での運営のため、一の多機能型事業所として指定。

# 【例7(出張所を含む事業所)】



所定の要件を満たせば、1つの事業所として一体的に指定。

# 4 利用定員

居住系サービスと日中活動系サービスについては、利用定員が定められています。 利用定員とは、同時にサービスの提供を受けることができる利用者数の上限です。 ※利用契約の人数に上限はありませんが、指定を受ける際は利用見込みに応じた定員 設定を行うようにしてください。

# 【居住系サービス】

	施設入所支援	昼間実施サービス
障がい者支援施設	30 人以上	20人以上 ○昼間実施サービスを複数実施する場合は ・生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練 (生活訓練)、就労移行支援 各6人以上 ・就労継続支援B型 10人以上 であり、その合計が20人以上

共同生活援助(グループホーム)	4人以上 〇1住居あたりの入居定員は、2人以上10人以下 〇ただし、既存建物の場合は、2人以上20人以下、市長が特に 必要と認めた場合は、21人以上30人以下 (注意)入居定員8人以上は基本報酬の減算あり
-----------------	--

# 【日中活動系サービス】

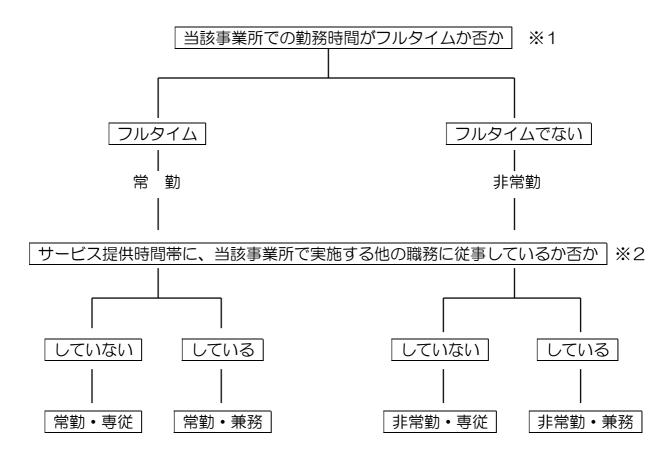
サービス	単独	多機能型(合計利用定員が20人以上※注1)
生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援	20 人以上	6人以上 ただし、宿泊型自立訓練及び自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合は、宿泊型自立訓練 が 10人以上かつ自立訓練(生活訓練)が6 人以上
就労継続支援A型	10 人以上	40 1016
就労継続支援B型	20 人以上	10 人以上

・児童福祉法に基づく障がい児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)を一体的に行う場合にあっては、それらを含めて20人以上(障がい児通所支援については5人以上)

## ※注1

・生活介護事業所が障がい児通所支援(児童発達支援事業等)を一体的に 行い、主たる対象を重症心身障がい児(者)とする場合は全ての事業を通 じて5人以上

#### 5 常勤・非常勤/専従・兼務の考え方



- ※1 労働者として、雇用主(社会福祉法人・NPO法人等)との関係で、常勤か非常 勤かではなく、指定を受けようとする事業所において常勤(フルタイム)か否かに より区分する。
  - ○その事業所においてフルタイムで勤務している場合 ⇒ 常勤
  - ○その事業所においてフルタイムの時間未満で勤務している場合 ⇒ 非常勤 (新潟市の考え方)
  - ○多機能型事業所や、同一建物で行う他の障がい福祉サービス・計画相談事業所・ 障がい児通所支援との勤務時間合計がフルタイムとなる場合も常勤とみなす。 (多機能型の従業者の員数に関する特例に該当しない場合を除く)
- ※2 その従業者のサービス提供時間帯(※3)において、当該従業者が、事業所において、複数の職務に従事しているか否かにより区別する。
  - ○その事業所において単独の職務に従事している場合 ⇒ 専従
  - ○その事業所において複数の職務に従事している場合 ⇒ 兼務
- ※3 サービス提供時間帯とは、その従業者の当該事業所における勤務時間をいう。

# 6 従業者の員数等にかかる用語の定義・考え方について

常勤	① 事業所等における勤務時間が、当該事業所等において定められる常勤
	の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう(1週間に勤務
	すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする)。
	例:事業所等における所定の勤務時間が、1日あたり8時間(週40
	時間)と定められている事業所等において、1日あたり8時間(週
	40 時間)勤務している者は、常勤という取扱いとなる。
	② なお、当該事業所等に併設される事業所等の職務(当該事業所等の職
	務と同時並行的に行うことが差し支えないと考えられるもの) にも従
	事している場合は、当該事務所と併設される事業所等のそれぞれの職
	務に係る勤務時間の合計が、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達し
	ていれば、常勤の要件を満たすものとする。
	   ※ ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉
	に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項及び第3項に
	規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利
	用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外
	的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うこ
	とを可能とする。
 非常勤	事業所等における勤務時間が、当該事業所等において定められる常勤の
71.102/3	従業者が勤務すべき時間数に達していないことをいう。
	例: 事業所等における所定の勤務時間が、1日あたり8時間(40時間)
	と定められている事業所等において、1日あたり8時間に満たない
	勤務時間で勤務している者は、非常勤という取扱いとなる。
専従(専ら従事	原則として、その従業者のサービス提供時間帯を通じて、指定障がい福
する、専ら提供	祉サービス又は施設支援以外の職務に従事しないことをいう。この場合の
に当たる)	サービス提供時間帯とは、当該従事者の当該サービス事業所等における勤
	務時間帯をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。
勤務延べ時間	勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は施設支援
数	の提供に従事する時間及び当該事業に係るサービスの提供のため準備等
	を行う時間(待機時間を含む。)として明確に位置づけられている時間の
	合計数とする。
	- なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に参入することができる時間
	数は、当該事業所等において、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間を上限
	とする。
常勤換算方法	当該事務所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従
	業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る
	場合は、32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の員
	数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間
	数は、当該事務所における指定事業のサービスに従事する勤務時間の延べ
	数である。

- 例: 常勤の所定勤務時間が1日8時間(週40時間)の事業所において、 週40時間勤務する常勤の従業員が1名と週20時間勤務する非常 勤の従業員が2名いる場合、これを常勤換算すると、(40時間+ 20時間+20時間)÷40時間=2人となる。(1週間に勤務す べき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。)
- 注1 就業規則等により、常勤職員の勤務時間が週32時間を下回る場合は、勤務延べ時間数を「週32時間」で除してください。 ただし、これはあくまでも常勤換算をする場合の常勤職員の勤務時間の取り扱いとなり、週32時間以上勤務する者が全て常勤職員ということではないことに留意すること。
- 注 2 職員が母性健康管理措置又は育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)として取り扱う。
- 注3 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、 産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有 する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすこと を認める。
- 注4 注3の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

# 前年度の平均 値

- ① 事業所に配置すべき従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値(新規に指定を受ける場合は推定数)による。 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数(小数点第2位以下切上げ)とする。
- ② 新設又は利用定員の増により、前年度における変更後の利用定員でのサービス提供実績が1年未満の場合の利用者の数は以下による。
  - 〇 新設又は定員増から6月未満の間 利用定員の90%
  - 新設又は定員増から6月以上1年未満の間 直近6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で 除した数
  - 新設又は定員増から1年以上経過 直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日 数で除して得た数

# (例) 利用定員増の場合

時期	平均利用者数として用いる値
定員増から6月未満	利用定員の 90%
定員増から6月以上1年未満	間近の6か月における平均利用者数
定員増から 1 年以上経過後	間近の 12 か月における平均利用者数

③ 利用定員の減により、前年度における変更後の利用定員でのサービス提供実績が1年未満の場合は、以下による。

- 定員減から3月未満の間 利用定員の90% (共同生活援助は「変更後の定員数」を基本とする)
- 定員減から3月以上1年未満の間 直近3月における全利用者の延べ数を当該3月間の開所日数で 除した数
- 定員減から1年以上経過 直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日 数で除して得た数

※②③について、実際の利用状況等によって、他の方法により推定する場合がある。

(定員増から6月未満における例:「前年度の平均利用者数」+「定員増分の90%」)

#### 7 必要人員等の算定について(小数点の取扱いについて)

(1) 常勤換算をする場合

必要な員数について、確保すること。

- 〇 常勤換算で、利用者数を「6」で除した数以上必要とする場合 利用者数(前年度の平均値)を除して得た数の<u>小数点第2位以下を切り捨てる</u>。
- (例) 利用者数 20 人で、利用者数を6で除した数以上の員数を必要とする場合 20 人÷6=3.333(小数点第2位以下切捨) → 常勤換算で 3.3 人以上必要
- 〇 常勤換算で「2.5 人以上」必要な場合

従業者の勤務延時間数を、常勤の従業者が従事すべき時間数で除した数の<u>小数点</u> 第2位以下を切り捨てる。

(例) 当該事業所の常勤の従業者の週勤務時間が 40 時間の時、1 週間当たり 40 時間×2.5=100 時間/週の勤務が必要となる。

従業者A(週30時間勤務)従業者B(週30時間勤務)

従業者C(週25時間勤務)従業者D(週20時間勤務)

勤務延時間数 105時間/週

105 時間÷40 時間=2.625 (小数点第2位以下切捨) → 常勤換算 2.6 人 (この場合、算定基準を満たしていることとなる。)

#### (2) 常勤換算をしない場合

基準上必要な員数について、端数は切り上げ、確保すること。

#### 8 管理者の資格要件

療養介護	医師であること。
生活介護	次のいずれかに該当すること。
自立訓練(機能訓練)	①社会福祉主事任用資格を有する者
自立訓練(生活訓練)	②社会福祉事業(※)に2年以上従事した者
就労移行支援	③社会福祉施設長資格認定講習修了者
施設入所支援	
就労継続支援A型	次のいずれかに該当すること。
就労継続支援B型	①社会福祉主事任用資格を有する者
	②社会福祉事業(※)に2年以上従事した者
	③企業を経営した経験を有する者
	④社会福祉施設長資格認定講習修了者

※ 社会福祉事業・・・社会福祉法第2条に定める事業

## 9 サービス管理責任者の要件

サービス管理責任者として従事するには、実務経験と研修の修了の要件を満たすことが必要です。

・指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)

# 【実務経験】 研修の修了 障がい者の直接支援・相 【基礎研修】 談支援などの業務 相談支援従事者初任者研修 (5~8年) (講義部分:11.5h) 【実践研修】 (14.5h)サービス管理責任者等研修 (講義・演習:15h) (サービス管理責任者として配置できる) (配置後) 【更新研修】 (13h) (2024年3月31までの間は、内7h省略可)

- ※実務経験者が平成31年4月1日以後令和4年3月31日までに【基礎研修】修了者となった場合には、【基礎研修】修了者となった日から3年を経過する日までの間は、サービス管理責任者として配置ができる。(【基礎研修】修了後3年を経過するまでの間に【実践研修】を修了することが必要。)
- ※<u>旧</u>サービス管理責任者研修修了者は、2024(令和6)年3月末までに「サービス管理 責任者等更新研修」の受講が必要。
- ※【実践研修】修了後、5 年度ごとの各年度末までに「サービス管理責任者等<u>更新研修</u>」 の受講が必要。

#### 「各研修受講に係る実務経験の要件)

- ●実践研修:基礎研修修了日以降、実践研修受講開始日前5年間に2年以上の相談支援又は直接 支援業務の実務経験があること
- ●更新研修:①受講開始日前5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験があること 又は

②現にサービス管理責任者等として従事していること

# ◎ 研修の修了要件に関する取扱い

下欄に該当する場合はサービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。(実務経験は必要。)

- ・ やむを得ない事由により欠けた場合は、当該事由が発生した日から起算して1年間は 実務経験者であれば研修修了者とみなす。
- ※やむを得ない理由に該当するかは指定権者の判断による。事業所による判断ではない ことに留意すること。

#### 10 相談支援専門員の要件

相談支援専門員として従事するには、実務経験と相談支援従事者初任者研修の修了の要件を満たすことが必要です。

・指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成 24 年厚生労働省告示第 226 号)

#### 11 重度訪問介護従業者の要件等

重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者の支援を行う者は、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修を修了していることが望ましい。

## 12 行動援護従業者の要件等

サービス提	0	行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研
供責任者		<u>修及び実践研修)修了者</u> であって、知的障がい者児に関する直接支援業務又は
		知的・精神の居宅介護に3年(かつ540日)以上の従事経験を有する者
従業者	0	行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研
		<u>修及び実践研修)修了者</u> であって、知的障がい者児に関する直接支援業務又は
		知的・精神の居宅介護に1年(かつ180日)以上の従事経験を有する者

#### 13 同行援護従業者の要件等

10 19111	发送此来自 <i>以</i> 安什守
サービス提	① 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修 1 級課
供責任者	程修了者であって、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了し
	た者
	② 居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年(かつ540日)以上介護等の業
	務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を
	修了した者
従業者	① 同行援護従業者養成研修(一般課程)修了者等
	② 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修
	了者であって、視覚障がい者児の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に1年(か
	つ 180 日)以上従事した経験を有する者
	③ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障がい者児の福祉
	に関する事業(直接処遇に限る)に1年(かつ 180 日)以上従事した経験を有
	する者

#### (参考) サービス管理責任者の実務経験について

【指定障がい福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(H18.9.29厚生労働省告示第544号)】

- I. 相談支援の業務: 身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務 その他これに準ずる業務に従事した期間
- II. 直接支援の業務:身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育等に係る業務、その他これに準ずる業務に従事した期間

上記の「相談支援の業務」「直接支援の業務」に従事した経験を有する者のうち、下記の①~③のいずれかの要件に該当する者

- ① A及びCの従事期間が通算して5年以上である者
- ② Bの従事期間が通算して8年以上である者
- ③ A、C及びBの従事期間が通算して3年以上かつ、Dの国家資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して3年以上である者

業和	業務の範囲		業務内容	実務経験年数
障がい者の保健・医療・気	がい者の保健・医療・ I 相談支援業務	А	a. 地域生活支援事業、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業 b. 児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センター c. 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター d. 障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター e. 特別支援学校 f. 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1~4のいずれかに該当する者 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 訪問介護員2級(現、介護職員初任者研修)以上に相当する研修修了者(相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者)、介護福祉士3 Dに掲げる資格を有する者 4 「Aの(a~e)」までに掲げる施設等での従事期間が1年以上の者	5年以上
―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	·就労·和国国的公司,以及公司,以及公司,以及公司,以及公司,以及公司,以及公司,以及公司,以及	В	「Cのi~iv」の有資格者に該当せず、下記(a~e)に掲げる施設において直接支援業務に従事した者  a. 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの  b. 障がい福祉サービス事業、障がい児通所支援事業、老人居宅介護等事業  c. 保険医療機関(病院、診療所)、保険薬局、訪問看護事業所  d. 障がい者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社(特例子会社)、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所(重度障がい者多数雇用事業所)  e. 特別支援学校	8年以上
分野における支	(援業務	С	下記 i ~iv の有資格者で、「Bの(a~e)」に掲げる施設において直接支援業務に従事した者 i 社会福祉主事任用資格を有する者 ii 訪問介護員2級(現、介護職員初任者研修)以上に相当する研修修了者(相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者)、介護福祉士 iii 保育士 iv 児童指導員任用資格者、精神障がい者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
援業務	国家資格	D	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神	

(注)

- 1 ここでいう1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言う。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に従事した日数が900日以上のことを言う。(H18.6.23厚労省事務連絡)
- 2 公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適切に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。(H18.8.24主管課長会議資料)
- 3 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらをカウントしてもよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23厚労省Q&A)
- 4 実務経験となる障がい児関連施設として児童相談所の他に、知的障がい児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、重症心身障がい児 (者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2厚労省Q&A)
- 5 「A -f. -1」及び「C-i」は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの。

# (参考) 相談支援専門員の実務経験について

【指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(H24.3.30厚生労働省告示第227号)】 【指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(H24.3.30厚生労働省告示第226号)】 【指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(H24.3.30厚生労働省告示第225号)】

- I. 相談支援の業務: 身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活 の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務 その他これに準ずる業務に従事した期間
- II. 介護等の業務: 身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

上記の「相談支援の業務」「介護等の業務」に従事した経験を有する者のうち、下記の①~③のいずれかの要件に該当する者

- ① Aの従事期間が通算して3年以上である者
- ② B及びDの従事期間が通算して5年以上である者
- ③ Cの従事期間が通算して10年以上である者
- ④ B、D及びCの従事期間が通算して3年以上かつ、Eの国家資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上である者

業科	業務の範囲		業務内容					
障が		Α	平成18年10月1日において、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者又は精神障がい者地域生活支援センターの従業者であったものが、同年9月30日までの間に障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者又は精神障がい者地域生活支援センターの従業者として相談支援の業務に従事した者	3年以上				
い者の保持	I 相談支		a. 障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業 b. 児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者地域生活支援センター、知的障がい者更生相談所、福祉事務所 c. 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院 d. 障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター					
健・医療・福祉・	又援の業務	В	e. 特別支援学校(就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間) f. 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1~4のいずれかに該当する者 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 訪問介護員2級(現、介護職員初任者研修)以上に相当する研修修了者(相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者)、介護福祉士 3 Eに掲げる資格を有する者 4 「Bの(a~c)」までに掲げる施設等での従事期間が1年以上の者	5年以上				
就労・教育の	1 介護	С	「Dのi~iv」の有資格者に該当せず、下記(a~c)に掲げる施設において介護等の業務に従事した者 a. 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの b. 障がい福祉サービス事業、障がい児通所支援事業、老人居宅介護等事業 c. 保険医療機関(病院、診療所)、保険薬局、訪問看護事業所	10年以上				
分野における支	護等の業務	D	下記 i ~ivの有資格者で、「Cの(a~c)」に掲げる施設において介護等の業務に従事した者 i 社会福祉主事任用資格を有する者 ii 訪問介護員2級(現、介護職員初任者研修)以上に相当する研修修了者(相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者)、介護福祉士 iii 保育士 iv 児童指導員任用資格者、精神障がい者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上				
又援業務	国家資格	E	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神					

(注)

- 1 ここでいう1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言う。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に従事した日数が900日以上のことを言う。(H18.6.23厚労省事務連絡)
- 2 公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適切に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。(H18.8.24主管課長会議資料)
- 3 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらをカウントしてもよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23厚労省Q&A)
- 4 実務経験となる障がい児関連施設として児童相談所の他に、知的障がい児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、重症心身障がい児 (者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2厚労省Q&A)
- 5 「B-f.-1」及び「D-i」は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの。

# Ⅱ 障がい福祉サービス等の指定に関する基準

## 1 事業者指定に関する基準・要綱(解釈通知)・最低基準

サービス 種類	指定基準	最低基準
○障がい福 祉サービス	【条例】新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日条例第80号) ※1	<ul><li>※ 通所系のみ適用</li><li>【条例】新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日条例第82号)</li></ul>
〇障がい者 支援施設	【条例】新潟市指定障害者支援施設の人員, 設備及び運営の基準に関する条例(平成24 年12月21日条例第81号)	【条例】新潟市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年 12 月 21 日条例第 85 号)
〇一般相談 支援	【基準省令】障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律に基づく指定 地域相談支援の事業の人員及び運営に関する 基準(平成24年3月13日厚生労働省令第 27号)	

※1 その他の基準は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18年9月29日厚生労働省令第171号)に定めるところによる。(以下、「基準省令」とする。) その他の事項は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定めるところによる。(以下、「解釈通知」とする。)

指定基準は、「指定障がい福祉サービス事業者等が障がい者総合支援法に規定する便宜を適切に 実施するため、必要最低限度の基準を定めたもの」であり、「指定障がい福祉サービス事業者等は、 常にその運営の向上に努めなければならない」とされています。(解釈通知第一の1) 特に人員については、労働基準関係の法令を遵守し、適切に配置する必要があります。

上記の基準・条例等については、新潟市ホームページで確認することができます。

新潟市トップページ>「健康・医療・福祉」>「障がい福祉」>「障がい福祉に関する様式集」>「事業者向け様式集」>「障がい者総合支援法関係」>「障がい福祉サービス等の指定」

# 2 人員・設備基準の概要

# (1)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

人員	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障
基準		がない場合は当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所の職務
		の兼務可)。
	サービス提供	事業規模に応じて1人以上(管理者の兼務及び事業規模に応じて常勤
	責任者	換算も可) ※1人以上は常勤
	従業者	常勤換算で 2.5 以上(介護福祉士、居宅介護従業者養成研修課程等の
		修了者など)
設備	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室、受付等利
基準		用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等
		感染症予防に必要な設備等に配慮する。

# (2)療養介護

人員	従業者	医師	健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上		
基準		看護職員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を2で除した数以		
			上		
		生活支援員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を4で除した数以		
			上(1人以上は常勤)		
		サービス	・利用者数が 60 人以下:1 人以上		
		管理責任者	・利用者数が 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超えて		
			40 又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上		
			※1人以上は常勤		
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務			
		の兼務可)。			
設備	医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室				
基準	その他運営上必要な設備				

# (3)生活介護

人員	従業者	医師 看護職員		日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数		
基準				生活介護の単位ごとに、1人以上		
		理学療	法士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止す		
		又は作	F業療	るための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに当該訓練を		
		法士		行うために必要な数		
		生活支	2援員	生活介護の単位ごとに、1人以上(1人以上は常勤)		
		※看護	職員、	理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は生活介護の		
		単位	ごごとに	、常勤換算で、①から③までに掲げる平均障がい支援区分に応		
		じ、	それぞ	れ①から③に掲げる数		
		1	平均障	がい支援区分が4未満:利用者数を6で除した数以上		
		2	平均障	がい支援区分が4以上5末満:利用者数を5で除した数以上		
		③ 平均障		がい支援区分が5以上:利用者数を3で除した数以上		
				サービス管		・利用者数が60人以下:1人以上
		理責任者		・利用者数が 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超えて		
				40 又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上		
				※1人以上は常勤		
	管理者			理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務		
		の兼務	词)			
設備	要な			61人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とし、必		
基準				機械器具等を備えること		
	相談室			おける談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること		
	洗面所•	便所	利用者	がの特性に応じたものであること アイス		
	多目的室その他運営に必要な設備					

# (4)短期入所

(4) 🛪	立分リノヘアリ				
人員	従業者	併設事	当該施	設の入戸	所者数及び併設事業所の利用者数の合計数を当該施設
基準		業所	の入所	者数とみ	みなした場合に、当該施設として必要とされる数以上
		空床利	当該施	設の入門	所者数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を
		用型	当該施設の入		所者数とみなした場合に、当該施設として必要とされ
			る数以.	上	
		単独型	指定生	活介	① 指定生活介護等のサービス提供時間帯
			護事業	所等	当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該
					単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活
					介護事務所等の利用者の数とみなした場合において、
					当該指定生活介護事業所等における生活支援員又は
					これに準ずる従業者として必要とされる数以上
					② それ以外の時間帯
					当該日の利用者の数が6名以下の場合においては
					1名以上の生活支援員又はこれに準ずる従業員、7名
					以上の場合においては1に該当日の利用者の数が6
					を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得
					た数以上
			上記以	外	上記②と同じ
	管理者	原則とし	て管理業	養務に従	事するもの(管理業務に支障がない場合は当該事業所
					内の他事業所の職務の兼務可)。
設備	居室	併設事業			所又は指定障がい者支援施設等の居室であって、その
基準		空床利用			一部が入所者に利用されていない居室を用いること
		単独型 			学の定員:4人以下
					設けてはならないこと
					1人当たりの床面積:収納設備等を除き8平方メート
				レ以上 ・寛会な	けっかに伏わる乳供を供うること
					はこれに代わる設備を備えること ・又はこれに代わる設備を設けること
	 設備	   併設事業			・ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
	以闸	灰奴尹未			併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当
					「「「「」」」
			-		っことができる。
		空床利用			
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-	こで足り	
		単独型		<u>- 〜〜〜</u> 食堂	・食事の提供に支障がない広さを有すること
					<ul><li>・必要な備品を備えること</li></ul>
			洋	 字	<ul><li>利用者の特性に応じたものであること</li></ul>
				 片面所	<ul><li>・居室のある階ごとに設けること</li></ul>
				更所	• 利用者の特性に応じたものであること
					i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e

# (5) 重度障害者等包括支援

人員	従業者	指定障がい福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事					
基準		業者を除く。)	業者を除く。)又は指定障がい者支援施設の基準を満たしていること				
		サービス提	次のいずれの要件にも該当する者を1人以上(1人以上は専任				
		供責任者	かつ常勤)				
			• 相談支援専門員				
			・重度障がい者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、				
		食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した紙					
			験を有する者				
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場					
		合は当該事業所	fの他の職務又は同一敷地内の他事業所の職務の兼務可)。				
設備	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室					
基準	受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース					
	設備・	必要な設備及び	が備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予				
	備品等	防に必要な設備等に配慮する。					

# (6) 障がい者支援施設等

# ア 人員基準の概要

# 生活介護を行う場合

医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な				
	数				
看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上				
理学療法士又	生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退				
は作業療法士	を防止するための訓練を行う場合に、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行う				
	ために必要な数				
生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上(1人以上は常勤)				
※看護職員、理	学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤				
換算で、①から	③までに掲げる平均障がい支援区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数				
①平均障がい支	①平均障がい支援区分が4未満 : 利用者数を6で除した数以上				
②平均障がい支	援区分が4以上5未満:利用者数を5で除した数以上				
③平均障がい支	援区分が5以上 :利用者数を3で除した数以上				
サービス管理	• 利用者数 60 人以下: 1 人以上				
責任者	・利用者数が 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端				
	数を増すごとに1人を加えて得た数以上				

※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

# 自立訓練(機能訓練)を行う場合

※1人以上は常勤

看護職員	1人以上(1人以上は常勤)
理学療法士又	1人以上
は作業療法士	
生活支援員	1人以上(1人以上は常勤)
※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は常勤換算で、利用者数を6で除	
した数以上	
サービス管理	• 利用者数 60 人以下: 1 人以上
責任者	・利用者数 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数
	を増すごとに1人を加えて得た数以上
	※1人以上は常勤
※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援	
員を1人以上置くこと	

※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

# 自立訓練(生活訓練)を行う場合

生活支援員	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上(1人以上は常勤)
サービス管理	• 利用者数 60 人以下: 1 人以上
責任者	・利用者数 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数
	を増すごとに1人を加えて得た数以上
	※1人以上は常勤

- ※健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置く場合、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算で利用者数を6で除した数以上、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1人以上置くこと
- ※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援 員を1人以上置くこと

# 就労移行支援を行う場合

職業指導員	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)	
生活支援員	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)	
※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上		
就労支援員	常勤換算で、利用者数を 15 で除した数以上	
サービス管理	・利用者数が 60 人以下:1 人以上	
責任者	・利用者数が 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端	
	数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
	※1人以上は常勤	

# 就労継続支援B型を行う場合

職業指導員	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)	
生活支援員	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)	
※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を 10 で除した数以上		
サービス管理	・利用者数が 60 人以下:1 人以上	
責任者	・利用者数が 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端	
	数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
	※1人以上は常勤	

# 施設入所支援を行う場合

生活支援員	施設入所支援の単位ごとに
	• 利用者数 60 人以下: 1 人以上
	・利用者数 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数
	を増すごとに1人を加えて得た数以上
	※自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援のみの提供
	にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。
サービス管理	当該施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理
責任者	責任者が兼ねること

# 複数の昼間実施サービスを行う場合

各サービスにおいて常勤の配置が	昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である
義務づけられている従業者	場合、1人以上は常勤
サービス管理責任者	•利用者数 60 人以下:1 人以上
	・利用者数 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超
	えて 40 又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数
	以上
	※1人以上は常勤

# イ 設備基準の概要

訓練•作業室	専ら当該施設等が提供する施設障がい福祉サービスの種類ごとの用に供する
	もので、利用者1人当たりの床面積はおおむね3平方メートル以上とし、必要
	な機械器具等を備えること、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
居室	・居室の定員:4人以下
	・地階に設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き9.9 平
	方メートル以上とすること
	・寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設
	備を備えること
	・一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下等に直接面して設けること
食堂	食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること
浴室	利用者の特性に応じたものとすること
洗面所•便所	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること
相談室	間仕切り等を設けること
廊下幅	1.5 メートル以上(中廊下の幅は、1.8 メートル以上)

## (7) 自立訓練(機能訓練)

<u> </u>	3.红训练 气液	7	
人員	従業者	看護職員	1人以上(1人以上は常勤)
基準		理学療法士	1人以上
		又は作業療	※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合
		法士	には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な
			機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看
			護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができ
			る。
		生活支援員	1人以上(1人以上は常勤)
		※看護職員、理	学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算
		で、利用者数	枚を6で除した数以上
		サービス管	・利用者数が60人以下:1人以上
		理責任者	<ul><li>利用者数が61人以上:1人に、利用者数が60人を超え</li></ul>
			て 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上
		※訪問によるも	ナービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービス
		を提供する生	三活支援員を1人以上置くこと
	管理者	原則として管理	<b> 業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務</b>
		の兼務可)	
設備	訓練・作	利用者1人当た	こりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とし、必要な機
基準	業室	械器具等を備え	えること
	相談室	室内における説	<b>炎話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること</b>
	洗面所	利用者の特性に	に応じたものであること
	便所		
	多目的室そ	の他運営上必要	要な設備

## (8) 自立訓練(生活訓練)

<u> </u>			
人員	従業者	生活支援員	常勤換算で、①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲
基準			げる利用者数を 10 で除した数の合計数以上(1人以上は
			常勤)
			① ②に掲げる利用者以外の利用者
			② 指定宿泊型自立訓練の利用者
		地域移行支	指定宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上
		援員	
		サービス管	・利用者数が60人以下:1人以上
		理責任者	・利用者数が 61 人以上: 1 人に、利用者数が 60 人を超え
			て 40 又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
			※1人以上は常勤
		※訪問によるサ	ナービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービス
		を提供する生	<b>上活支援員を1人以上置くこと</b>
	管理者	原則として管理	型業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務
		の兼務可)	
設備	訓練・作	利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とし、必要な機	
基準	業室	械器具等を備え	えること
	相談室	室内における語	炎話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること
	洗面所	利用者の特性に応じたものであること	
	便所		
	多目的室そ	の他運営上必要	要な設備
	※指定宿泊	型自立訓練を行 <sup>.</sup>	う事業所にあっては、上記の設備のほか、次の基準による居
	室及び浴	室を設けること	(指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所の場合は訓練・作業
	室を設ける	ないことができる)	
	• 居室:居	室の定員1人、原	B室面積が収納設備等を除き、内法による測定で 7.43 平方
	メートル」	以上	
	• 浴室:利原	用者の特性に応し	<b></b> <i>ご</i> たものであること
	<ul><li>設備は、</li></ul>	専ら当該生活訓練	棟事業所の用に供するものでなければならない(利用者の支
	援に支障だ	がない場合はこの	の限りでない)

※地域移行支援員の業務… 地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活 へ移行した利用者の定期的な相談支援を行う

## (9) 就労移行支援

,		•	
人員	従業者	職業指導員	・総数:常勤換算で、利用者数を6で除した数以上
基準		及び生活支 ・ 職業指導員の数:1人以上	
		援員	・生活支援員の数:1人以上
			※1人以上は常勤
		就労支援員	常勤換算で、利用者数を 15 で除した数以上
		サービス管	・利用者数が60人以下:1人以上
		理責任者	・利用者数が61人以上:1人に、利用者数が60人を超え
			て 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上
			※1人以上は常勤
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務	
		の兼務可)。	
設備	訓練・作	利用者1人当た	こりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とし、必要な機
基準	業室	械器具等を備えること	
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	
	洗面所	利用者の特性に応じたものであること	
	便所		
	多目的室で	の他運営に必要	要な設備

## (10) 就労継続支援A型、B型

人員	従業者	職業指導員	・総数:常勤換算で、利用者数を 10 で除した数以上
基準		及び生活支 ・職業指導員の数:1人以上	
		援員	・生活支援員の数:1人以上
			※1人以上は常勤
		サービス管	・利用者数が60人以下:1人以上
		理責任者	・利用者数が 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超え
			て 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上
			※1人以上は常勤
	管理者	原則として管理	<b>里業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務</b>
		の兼務可)	
設備	訓練・作	利用者1人当た	こりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とし、必要な機
基準	業室	械器具等を備えること	
	相談室	室内における説	<b>炎話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること</b>
	洗面所	利用者の特性に	に応じたものであること
	便所		
	多目的室で	の他運営に必要	要な設備

#### (11) 就労定着支援

※指定要件: 過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障がい者を雇用させている生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の事業者であること。

人員	従業者	就労定着支	・総数:常勤換算で、利用者数を 40 で除した数以上
' ' ' '	12年日		『純数・吊動換算で、利用有数を40で味びに数以上
基準		援員	・一体的に運営する生活介護事業所等に配置される常勤の
			職業指導員等、直接処遇に係る職員と兼務を行う就労定着
			支援員は、必要な常勤換算数に算入することはできない。
		サービス管	・利用者数が60人以下:1人以上
		理責任者	・利用者数が61人以上:1人に、利用者数が60人を超え
			て 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上
			※1人以上は常勤
	管理者	原則として管理	里業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務
		の兼務可)	
設備	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室、受付等利用申し	
基準		込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース	
	設備・備	必要な設備及び	が備品等を備えること。
	品等		

## (12) 自立生活援助

※指定要件:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、障がい者支援施設、相談支援事業者であること。

人員	従業者	地域生活支	・地域生活支援員の数:1人以上
基準		援員・利用者数が 25 人又はその端数を増すごとに 1 人	
			・原則として当該事業所に専従のもの。ただし支障がない
			場合は兼務可。
		サービス管	・利用者数が30人以下:1人以上
		理責任者	・利用者数が31人以上:1人に、利用者数が30人を超え
			て 30 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上
	管理者	原則として管理	里業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務
		の兼務可)	
設備	事務室	事業の運営を行	<b>すうために必要な面積を有する専用の事務室、受付等利用申し</b>
基準		込みの受付、村	目談等に対応するための適切なスペース
	設備・備	必要な設備及び	が備品等を備えること。
	品等		

## (13) 共同生活援助(介護サービス包括型)

(10)	, ,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
人員	従業者	世話人	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	
基準		生活支援員	常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上	
			①障がい支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数	
			②障がい支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数	
			③障がい支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数	
			④障がい支援区分6に該当する利用者の数を 2.5 で除した数	
		サービス管	・利用者数が30人以下:1人以上	
		理責任者	・利用者数が 31 人以上:1人に、利用者数が 30 人を超えて	
			30 又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
	管理者	常勤で、かつ	、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場	
		合は他の職務	の兼務可)	
設備	住居	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保		
基準		される地域にあり、かつ、病院の敷地外にあること		
		・指定事業所は、1以上の共同生活住居を有すること		
	設備	・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること		
		・ユニットの居室面積:収納設備等を除き、内法による測定で 7.43 平方メー		
		トル以上		
	定員	・指定事業所の定員:4人以上		
		・共同生活住居の入居定員: 2人以上 10人以下(既存の建物を活用する場合:		
		2人以上 20 人以下、都道府県知事が特に必要と認めた場合:21 人以上 30		
		人以下)		
		・ユニットの	・ユニットの定員:2人以上 10 人以下	
		<ul><li>ユニット居</li></ul>	室の定員:1人(特に必要と認められる場合は2人)	

世話人及び生活支援員については、<u>夜間及び深夜帯以外の</u>時間帯における共同生活援助の 提供に必要な時間数の確保が必要。(<u>夜間及び深夜帯を除いた</u>勤務時間数によって,上記人 員基準を満たす配置が必要。)

## ※サテライト型住居の場合

設備	設備	・日常生活を営む上で必要な設備を設けること
基準		・居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 平方メートル以上

#### (14) 共同生活援助(外部サービス利用型)

人員	従業者	世話人	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上
基準		サービス管 ・利用者数が 30 人以下:1 人以上	
		理責任者	・利用者数が 31 人以上:1人に、利用者数が 30 人を超えて
			30 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上
	管理者	常勤で、かつ	、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場
		合は他の職務	の兼務可)

※設備基準:介護サービス包括型に同じ

世話人については、<u>夜間及び深夜帯以外の</u>時間帯における共同生活援助の提供に必要な時間数の確保が必要。(<u>夜間及び深夜帯を除いた</u>勤務時間数によって、上記人員基準を満たす配置が必要。)

#### (15) 共同生活援助(日中サービス支援型)

人員	従業者		日中(夜間及び深夜以外)	夜間及び深夜
基準		世話人	常勤換算で、利用者数を5で除	夜間支援従事者
			した数以上	(夜間及び深夜に勤務する
		生活支援員	常勤換算で、次の①から④まで	(宿直を除く)世話人又は生
			に掲げる数の合計数以上	活支援員)
			①障がい支援区分3に該当する	時間帯を通じて、1人以上
			利用者の数を9で除した数	
			②障がい支援区分4に該当する	
			利用者の数を6で除した数	
			③障がい支援区分5に該当する	
			利用者の数を4で除した数	
			④障がい支援区分6に該当する	
			利用者の数を 2.5 で除した数	
		サービス管	• 利用者数が 30 人以下:1 人以	上
		理責任者	・利用者数が 31 人以上:1人に	、利用者数が 30 人を超えて
			30 又はその端数を増すごとに1.	人を加えて得た数以上
	管理者	常勤で、かつ	、原則として管理業務に従事するも	5の(管理業務に支障がない場
		合は他の職務	の兼務可)	

※設備基準:介護サービス包括型に同じ

- ・世話人および生活支援員のうち、1人以上は常勤。
- ・住居ごとに、1日を通じて1人以上の世話人又は生活支援員の配置が必要
- ・世話人及び生活支援員については、<u>夜間及び深夜帯以外の</u>時間帯における共同生活援助 の提供に必要な時間数の確保が必要。(<u>夜間及び深夜帯を除いた</u>勤務時間数によって、上 記人員基準を満たす配置が必要。)
- ・併設又は同一敷地内において指定短期入所を行うものとし、指定短期入所の定員はGH の入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とする。

#### (16) 一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)

人員	従業者	専従の相談支援専門員(業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
基準	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の
		兼務可)
設備	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する事務室(利用申し込みの受付、相
基準		談、計画作成会議等に対応するための適切なスペース)
	設備・	支援に必要な設備及び備品等
	備品等	

#### 【参考】管理者及びサービス管理責任者の兼務について

#### 1 管理者の兼務について

訪問系サービス
※基準省令第6
条

指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら 当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合で あって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ね ることができるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者 である必要はないものである。

- ① 当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障がい者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障がい者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)

# その他サービス (療養介護以外の事業にも準用) ※ 基準省令第51条

指定療養介護事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定療養介護事業所の管理業務に従事するものである。

ただし、以下の場合であって、当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

- ア 当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業者として の職務に従事する場合
- イ 当該指定療養介護事業所以外の他の指定障がい福祉サービス事業 所又は指定障がい者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者 若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該 指定療養介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合

#### 2 サービス管理責任者と他の職務の兼務について

指定療養介護事業所の従業者(医師及び看護職員を除く。)は、原則と 日中活動系サー ビス して専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。 ※基準省令 サービス管理責任者についても、療養介護計画の作成及び提供した指 第 50 条第6 定療養介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これ 頂 らの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責 任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなけれ 解釈诵知 第四の1(6) ばならない。 ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービ ス管理責任者が指定療養介護事業所の他の職務に従事することができ るものとする。この場合においては、兼務を行う他の職務に係る常勤 換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算 入することはできないものとする。 指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者については、 共同生活援助 ※基準省令 当該指定共同生活介護事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいず れかの職務と兼務して差し支えない。 第208条第3項 解釈通知 ただし、当該指定共同生活介護事業所における入居定員が 20 人以 第十三の1(4) 上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確 保するよう努めるものとする。

兼務する業務が忙しく、管理者やサービス管理責任者の業務を十分に行えない場合は「サービス提供に支障がある」状況となり、不適切です。

また、サービス管理責任者が行うべき業務を他の職員に行わせることはできません。 (生活支援員等に個別支援計画を作成させる、個別支援計画の原案の説明をさせる、等) 事業者は、サービス管理責任者が行うべき業務を十分に行える勤務時間を確保する必要 があります。 第3 指定申請関係書類

#### 1 必要書類とファイリング

#### (1) 必要書類

指定を受けるために必要な書類は、大別して、①事業等開始・変更届出書、②指定申請書、付表及び添付書類、③報酬・加算に関する体制届、です。

①障害福祉サービス 事業等開始・変更届 出書	・障害福祉サービス事業等開始・変更届出書(別記様式第9号)
②指定申請書、付表 及び添付書類	<ul><li>・指定申請書(別記様式第1号)</li><li>・付表</li><li>・添付書類(添付書類一覧を参照)</li></ul>
③報酬・加算に関す る体制届	<ul><li>・介護給付費等算定に係る体制に関する届出書</li><li>・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)</li><li>・算定する加算に係る別紙(必要に応じ添付)</li></ul>

#### (2) 書類作成上の注意点・ファイリング

多数の書類を扱うため、以下のルールを厳守願います。

#### ア 書類の作成単位

指定を受けようとする事業所単位で、指定申請書などの書類を作成してください。

- ・主たる事業所と従たる事業所がある場合も、申請書類は一つ。
- ・ 複数のサービスを同一の事業所で実施する多機能型の場合も、申請書類は一つ。

#### イ 書類の大きさ

申請書類はA4サイズに統一してください。A4よりも大きい書類は、A3サイズに拡大し、A4(A3の半分の大きさ)に折り込んでください。

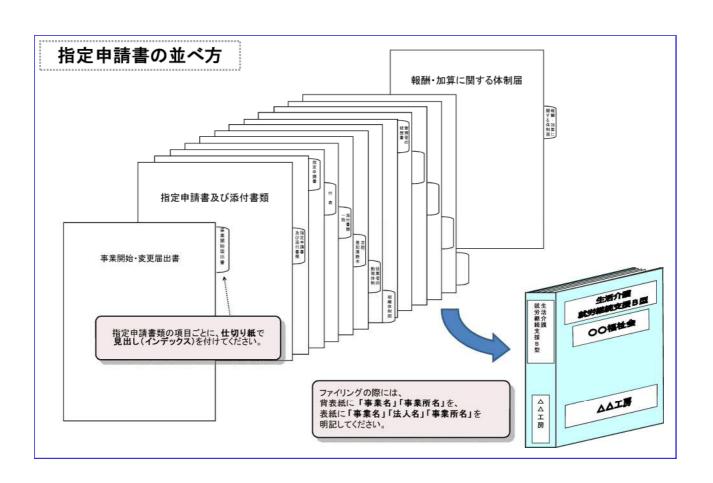
#### ウ 書類のファイリング(つづる順番)

書類はA4サイズ・2穴の「フラットファイル」1冊につづってください。

- ・ つづる順序は、上から①事業開始届出書→②指定申請書及び添付書類→③報酬・加算に関する体制届の順とする。
- ・ ②の添付書類は「付表」の次に「添付書類一覧(チェック用)」の番号順に、③ は各様式の番号順につづってください。
- ・ ①の前、①と②の間、②と③の間には、中仕切り紙(可能であれば色紙)を1枚はさみ、名称を記入したインデックス(見出し)シールを貼付する。
- ・ さらに、②については、付表及び添付書類一覧の各書類の間に中仕切り紙(普通紙)を1枚はさみ、名称を記入したインデックス(見出し)シールを貼付する。

#### エファイルのネーミング(記名)

- ファイルの表紙には、横書きで、サービスの種類、法人名、事業所名を記入する。
- ・ 背表紙には、縦書きで、サービスの種類、事業所名を記入する。



## 2 指定申請書・付表及び添付書類

## (1)指定申請書(別記様式第1号)

各サービス共通の指定申請様式です。下記事項に留意の上、必要事項を記載してください。

	記載事項	記載上の留意事項				
欄	年月日	・指定申請書の提出年月日を記載する。				
外	申請者	・申請を行う法人の所在地、名称、代表者の職・氏名を記載する。				
	名称	・申請を行う法人の名称を記載し、フリガナを付す。				
	主たる事務所	・申請を行う法人の主たる事務所(法人本部等)の所在地を記載する。				
	の所在地					
	連絡先	・主たる事務所の電話番号及びFAX番号を記載する。				
申請者	法人の種別	・法人の種類を記載する。				
		(例:社会福祉法人、医療法人、財団法人、株式会社、有限会社など)				
(設置者)	法人所轄庁	・法人の主務官庁を記載する。(認可法人以外は空欄で可)				
		(例)社会福祉法人の場合→厚生労働省又は新潟県又は法人の所在する市町村				
╽撮	代表者の氏	・法人における代表者としての職名(例:理事長など)を記載し、氏名にはフリガ				
וואס	名, 職名及び	ナを付し、生年月日を記載する。				
	生年月日					
	代表者の住所	・法人における代表者の個人の住所を記載する。				
	事業所(施設)	・指定を受けようとする事業所(施設)の名称を記載し、フリガナを付す。				
指定	名称	※運営規程で定める事業所名称と一致させること。				
	事業所の所在	• 事業所(施設)等の所在地を記載する。				
(更新)	地	•「主たる事務所の所在地」欄で記載した所在地と同一であっても、必ず記載する。				
	同一所在地に	・当該申請に係る事業所(施設)で実施する指定障がい福祉サービス又は指定施設				
登	おいて行う事	支援(以下「指定障がい福祉サービス等」という。)の種類及び既に指定を受け				
を受けようとする事業等の種類」	業等の種類	ている事業等について事業の種類を記載する。				
うと	指定(更新)	・指定申請(更新)を行う事業の「実施事業」欄に「〇」印を記載する。				
する	申請に係る事	・「予定年月日」欄には、当該申請に係る指定障がい福祉サービス等の実施予定年				
事	業等	月日を記載する。				
業   等	他の法律にお	・「同一所在地において行う事業の種類」欄で既に指定を受けている事業等(介護				
の種	いて既に指定	保険法、児童福祉法等に基づく事業を含む。)を記載した場合に、「実施事業」				
類	等を受けてい	欄に「〇」印を記載し、「指定年月日」欄に当該事業の指定年月日を記載する。				
欄	る事業等の指	・なお、「別表のとおり」と記載し、別表に漏れのないように記載することも可。				
	定年月日					
事	業所番号」欄	・同一所在地において、障がい者総合支援法において既に指定を受けており、事業				
		所番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載する。				

## (2) 付表

事業ごとに様式が定められていますので、該当事業の様式により、下記の点に留意の上、必要事項を記載してください。

	記載事項	報りてくたとい。 記載上の留意事項			
	名称	- 指定を受けようとする事業所の名称を記載し、フリガナを付す。(注)事業			
	1010	者名ではなく、事業所名を記載する。			
		- もらくはなく、デスグロとはサブの。 - ・指定申請書に記載した事業所と同一名であっても、省略することなく』			
兼所		載する。			
欄	   所在地	<ul><li>事業所の所在地を記載する。</li></ul>			
	連絡先	事業所の連絡先電話番号及びFAX番号を記載する。			
	氏名・住所	・管理者の氏名(フリガナ)及び住所を記載する。			
	当該事業所で	<ul><li>・管理者が、管理者業務と併せて、当該申請に係る事業所内で、他の職務を兼</li></ul>			
	兼務する他の	務する場合に、兼務する職名を記入する。			
一管	職種				
管理者」	同一敷地内の	・管理者が、管理者業務と併せて同一敷地内にある他の事業所又は施設におい			
	他の事業所又	て他の業務を兼務する場合に、その事業所又は施設の名称と、当該兼務する			
欄	は施設の従業	職種と勤務時間、勤務形態について記載する。(例:○○園、管理者、午前			
	者との兼務	9時から午後5時まで、常勤、など)			
		・該当する場合は、他の業務を行う事業所又は施設の位置図を添付する。			
「当	該事業の実施	・申請を行う法人の定款・寄附行為等又は条例等の条文のうち、申請に係る事			
につ	いて定めてあ	業の実施について定めている条文の条項を記載する。(例:第1条第3項な			
。 る定款・寄付行為等		ك)。			
又は	条例等」欄				
「サ·	ービス提供(管	・指定基準により必要とされる人数のサービス提供(管理)責任者の氏名(フ			
理)	責任者」欄	リガナ)及び住所を記載する。			
「従	業者の職種・員	・当該事業に従事する従業者について、常勤・非常勤及び専従・兼務の別に分			
数」	闡	けて、従業者の人数を記載する。また、常勤換算後の人数についても記載す			
		<b>る</b> 。			
		•「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)」及び運営規程と内			
		容が一致していること。			
「前	年度の平均利	・新設の場合は、推定数を記入する。(定員×0.9、小数第1位まで記入)			
用者	数」欄				
	「主な掲示事項	到」とは、運営規程の概要等であり、掲示が義務付けられている。 			
	営業日	• 通常営業する期間もしくは曜日を記載する。			
主		・居宅介護事業所等で日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除きサービス			
な   掲		供を行う場合は、「日曜日、祝日及び〇月〇日から〇月〇日を除く毎日」等			
「主な掲示事項」		と記載する。			
頂	営業時間	・サービス提供時間を 24 時間表記で記載する。			
- 主たる対象者 ・当該事業所においてサービスを提供する障がい種別に〇を付ける					
	利用料	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第			
		3項に規定する厚生労働大臣が定める費用の額」と記載する。ただし、上記			

		の額を下回る額を独自に定める場合には、その額を記載する。			
	その他の費用	・利用料以外に利用者から徴収する場合、その項目及び金額を記載する。(一			
		覧表を添付することでも可)。			
		※運営規程に定めていない内容、金額を利用者から徴収することはできないの			
		で、注意すること。			
	通常の事業の	・通常、事業の実施範囲として想定している地域を、市区町村名で記載する。			
	実施地域	・原則市区町村単位とするが、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合に			
		は、「〇〇市〇〇区〇〇町の区域」など客観的に区域が分かるように記載す			
		<b>ె</b> .			
	その他参考と	・「第三者評価の実施状況」欄は、該当する方に〇を付ける。(苦情解決の実施			
	なる事項	状況ではないので注意すること。)			
		・「苦情解決の措置概要」欄は、苦情の受付窓口の連絡先(電話番号)及び担			
		当者について記載する。			
「協:	力医療機関」欄	・協力医療機関の名称及び主たる診療科名を記載する。			
		<ul><li>・当該協力医療機関との契約の内容がわかる書類を添付する。</li></ul>			

<sup>※「</sup>基準上の必要人数」欄は、記載しないこと。

# 【参考】

サービス種類	提出様式(◎:必須、○:必要に応じて提出)
居宅介護	◎付表1 / ○付表1-2(※出張所がある場合)
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
療養介護	◎付表2
生活介護	◎付表3 / ○付表3-2(※従たる事業所がある場合)
短期入所	◎付表5
重度障害者等包括支援	◎付表6
共同生活援助	◎付表7 その1・その2
	〇付表7-2その1・その2(地域移行型ホームの場合)
障害者支援施設	◎付表8その1・その2・その3
自立訓練(機能訓練)	◎付表9 / ○付表9-2 (従たる事業所がある場合)
自立訓練(生活訓練)	◎付表 10 / ○付表 10-2 (従たる事業所がある場合)
就労移行支援	◎付表 11 / ○付表 11-2 (従たる事業所がある場合)
就労継続支援	◎付表 12 / ○付表 12-2 (従たる事業所がある場合)
一般相談支援	◎付表 14
就労定着支援	◎付表 15 ◎付表 15-2
自立生活援助	◎付表 1 6
多機能型	上記実施サービスの各付表に加え、
	◎付表 13 その1・その2

## (3)添付書類

提出書類	留意事項
定款(写し)又は寄附行為(写	・申請に係る事業を実施する旨の記載があるもの。
し)及び法人登記簿謄本	<ul><li>・法人登記簿謄本は3ヶ月以内に発行されたもの。</li></ul>
	・地方公共団体が申請する場合にあっては、条例の写し。
従業者等の勤務体制及び勤	(従業者の勤務体制・形態を確認し、人員基準について確認するため
務形態一覧表	の書類です。)
(参考様式1)	<ul><li>勤務するすべての者について記入する。</li></ul>
	・資格要件を満たしていることが確認できる書類を添付する。
	※必要に応じて、勤務表の写し(最新のもの)を添付する。
組織体系図	(従業者の所属や専従・兼務の状況及び指揮命令系統などについて確
(参考様式2)	認するための書類です。)
	・兼務職員については、兼務する職名(他事業所の場合は事業所名及
	び職名)を必ず併記する。
管理者の経歴書	・当該事業に関する資格を有する場合は、資格を証明する書類の写し
(参考様式3)	を添付する。
	・実務経験が必要な場合には、実務経験証明書を添付する。
サービス提供責任者(サー	・サービス提供責任者、サービス管理責任者、相談支援専門員につい
ビス管理責任者・相談支援	て提出する。
専門員)経歴書	・当該事業に関する資格を有する場合は、資格の種類欄に記載し、資
(参考様式3)	格を証明する書類の写しを添付する。
	・サービス管理責任者等基礎研修(旧相談支援従事者初任者研修(講
	義部分)、旧サービス管理責任者研修)の受講状況を備考欄に記載し、
	修了証書の写しを添付する。
実務経験(見込)証明書	(実務経験が必要な管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任
(参考様式4)	者、同行援護従業者、行動援護従事者、相談支援専門員等について、
	その要件を満たしているか、確認するための書類です。)
	・事業開始予定日までに実務経験期間を満たす予定の場合は、「実務経
	験見込証明書」として提出する。
	<ul><li>証明書を発行する法人が押印した原本を提出すること。</li></ul>
	・勤務していた事業所の廃業や法人の解散等により証明書の発行が困
	難な場合は、ご相談ください。
事業所・施設の位置図(併設事	(事業を実施する事務所の位置について確認するためのものです。)
業所・併設施設を利用する場合は、その地図)	・1万分の1程度の地図及び住宅地図に事務所の位置を明示する。
合は、その地図)	(市光子化中の乳性甘維(茶種学)について使乳すてための争みです)
平面図及び概要写真(併設事	(事業者指定の設備基準(面積等)について確認するための書式です。)
務所・併設施設を利用する   場合は、その平面図・写真)	・事業に使用する専用の区画(事務室など)及び設備基準上の区画(食堂、相談室、浴室等)について、その概要が分かる写真を添付し、
「場合は、その平面図・ラ真」	全、相談主、冶主寺)について、その概要が力がる事具を添りし、 その撮影方向を「①→」等で表示する。
	・訓練・作業室については内法面積を明示する。(多機能型事業所の場
	・
	ロ、/ C/CCIC97/1//

設備・備品等一覧表	(申請するサービス種類について、指定基準上の設備基準に適合して
(参考様式6)	いるかどうかを確認するための書類です。)
	・サービス提供上配慮すべき設備(傾斜路の設置、浴室・便所の手す
	り等)や非常災害設備等(消火器・スプリンクラーの設置、非常用
	出入り口等)、備品の設置状況について記載する。
併設する施設の概要	※施設入所支援の申請において、併設する施設がある場合に提出する。
	(パンフレット・事業概要等、既存の資料で可。)
運営規程	(事業の運営についての重要事項に関する規程です。)
※市ホームページに参考例	・事業所ごとに、指定基準で定められている事項について定める必要
を掲示(電子データの入手	がある。
可能)。	・介護給付費等以外の費用で、利用者から徴収しようとする場合には、
	具体的な内容と金額が確認できるよう規定する。運営規程に定めて
	いないものについては徴収できないので、留意すること。
主たる対象者特定の理由書	・当該事業所等において、サービスを提供する障がい種別を特定する
(参考様式 7)	場合に添付する。(特定しない場合は添付不要)
利用者からの苦情を解決す	(次の事項について、具体的かつわかりやすく記載すること。)
るために講ずる措置の概要	・利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担
(参考様式8)	当者の設置
	・円滑かつ迅速に苦情解決を行うための処理体制手順
	• その他参考事項(県社協の福祉サービス運営適正化委員会の連絡先
	など)
障害者の日常生活及び社会生活	(障がい者総合支援法第 36 条第3項各号の規定に該当しない旨を誓
を総合的に支援するための法律	約する書類です。)
第 36 条第 3 項各号の規定に該	・一般相談支援、特定相談支援については様式が異なるので留意する
当しない旨の誓約書(参考様式	こと。
9)	・役員等の誓約を確認するため、別紙 役員等名簿もあわせて提出す
	<b>ె</b> .
	・役員等名簿には、役員(監事含む)及び事業所の管理者について記
	載する。
資産(財産)の状況	当該事業所の資産の状況を確認するための書類です。具体的には、当
	該事業に係る収支予算書のほか、貸借対照表、収支計算書、損益計算
	書、財産目録などです。(当該事業所のみの資産の目録が提出できない
	場合は、法人全体の資産の状況。直近の法人の決算書類の写し(法人
	全体と当該事業に係る部分のみ)でも可)
協力医療機関との契約の内	・契約の内容は、「別紙契約書の写しのとおり」と記載する。
容	
(参考様式 10)	
施設等との連携体制及び支援の	(共同生活援助の申請に必要です。)
体制の概要(参考様式 11)	

事業所の不動産登記簿謄本	(事業に使用する施設等の使用権の有無について確認するための書類
又は賃貸借契約書の写し等	です。)
	• 自己所有の場合は不動産登記簿謄本(土地・建物)、賃借等の場合は
	賃貸借契約書の写し(土地・建物)、地方自治体の目的外使用許可証
	の写しなどを添付する。
	・登記上の地番と住居表示が異なる場合は、同一場所であることを証
	明する書類を添付する。
利用予定者名簿	(利用定員と利用見込等を確認するための書類です。)
	・利用定員と利用見込に乖離がある場合は、利用定員の設定を見直す
	必要があります。
	・利用見込において、原則の日数(各月の日数-8日)を超えるよう
	な見込は認められませんので、注意してください。
嘱託医契約書	・嘱託医の配置が必要な場合には、嘱託医契約書の写しを添付する。
共同生活援助に係る体制	(グループホームの利用予定者について確認するための書類です。)
建築基準法に適合している	・建築基準法における、確認済証・検査済証の写し、建築士による確
ことの確認	認の上、既存建築物に係る建築基準法の適合状況報告書を添付する。
消防法に適合していること	・消防法における、防火対象物使用開始届等、消防署の受付印や検査
の確認	済印等の押印のある書類の写しを添付する。
申出書	(介護保険事業者又は障がい児通所支援事業者が共生型サービスのあ
(参考様式12)	る障がい福祉サービス事業の指定を受けようとする際に、共生型で
	の指定を希望しない場合に提出する申出書です。)
協議会への報告・協議会からの評	(日中サービス支援型グループホームに係る書類です。)
価等に関する措置の概要	
(参考様式13)	
従業者が雇用されているこ	・従業者の雇用契約書や雇用通知書等、雇用関係を確認できる書類の
との確認	写しを添付する。

- (注) 1 参考様式については、事業者・施設において任意の様式を用いて差し支えないが、参考様式の中で示した項目(記載事項)は、必ず記載すること。
- (注) 2 行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作ることは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

第4 報酬・加算に関する体制届

#### 1 報酬に関する告示・留意事項通知

サービス提供時の報酬の算定については、次の報酬告示及び留意事項通知等に掲げるところによります。

	I =====	
	報酬告示	留意事項通知
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生	障害者の日常生活及び社会生
指定障害者支援施設	活を総合的に支援するための	活を総合的に支援するための
	法律に基づく指定障害福祉サ	法律に基づく指定障害福祉サ
	ービス等及び基準該当障害福	ービス等及び基準該当障害福
	祉サービスに要する費用の額	祉サービスに要する費用の額
	の算定に関する基準(平成 18	の算定に関する基準等の制定
	年9月29日厚生労働省告示	に伴う実施上の留意事項につ
	第 523 号)	いて(平成 18年 10月31日
指定一般相談支援	障害者の日常生活及び社会生	障発第 1031001 号)
	活を総合的に支援するための	
	法律に基づく指定地域相談支	
	援に要する費用の額の算定に	
	関する基準	
	(平成24年3月14日厚生労	
	働省告示第 124 号)	
	障害者の日常生活及び社会生	
	活を総合的に支援するための	
	法律に基づく指定計画相談支	
	援に要する費用の額の算定に	
	関する基準	
	(平成24年3月14日厚生労	
	働省告示第 125 号)	

上記の報酬告示・留意事項通知については、厚生労働省のホームページ(厚生労働省法令等データベースサービス)で確認することができます。

厚生労働省トップページ →「所管の法令等」→「所管の法令、告示・通達等」 http://www.mhlw.go.jp/shokanhourei/

#### 2 届出の主旨

サービスの種類及び人員配置やサービス提供の様態等の体制内容により、算定される報酬額が異なるため、当該体制状況や各種加算等の算定要件等を確認するため、

- ①介護給付費等の算定に当たって事前に届出が必要と報酬告示で定められている事項、
- ②支払審査機関や市町村における審査・請求の上で必要な事項、
- について届出を求めています。

「新たに指定を受ける場合」又は「指定を受けた後、体制等に変更が生じ、新たに加算等を算定する(又は算定しないこととなった)場合」は、届出が必要です。

#### 3 提出書類

- ① 変更届出書(別記様式第3号)※変更の場合に提出
- ② 介護給付費等算定に係る体制に関する届出書
- ③ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ④ 算定する加算に係る「別紙」及び「添付書類」
- ⑤ 共同生活援助に係る体制 ※グループホームのみ

#### 4 加算等の算定時期等

※「第5章 3 変更届」を参照

#### 5 届出及び請求時の注意点

各報酬・加算について、事業者自らが内容や要件を理解し、請求できる体制等が整っていることを十分に確認した上で、届出や請求を行ってください。

実地指導等で要件を満たしていないことが判明した場合は返還が生じます。

第5 指定後の届出等

#### 1 業務管理体制の整備に関する届出

平成 24 年4月から、不正事案の発生防止及び事業運営の適正化を図るため、全ての 指定障がい福祉サービス事業者等に法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義 務づけられました。

#### (1) 届出が義務づけられている事業者の区分

届出は次の区分ごとに、事業者(二法人)単位で行います。(事業所・施設ごとではありません。)

障がい者総合支援法	1	1 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設の設置者			
	2	指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者			
児童福祉法	③ 指定障がい児通所支援事業者				
	4	指定障がい児入所施設の設置者			
	⑤	指定障がい児相談支援事業者			

#### (2)整備すべき業務管理体制及び届出内容

整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設の数に応じて定められています。

事業所数	整備すべき業務管理体制	届出内容
1~19	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の氏名、生年月日
20~99	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備	法令遵守責任者の氏名、生年月日 法令遵守規程の概要
100以上	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備 業務執行状況の監査の実施	法令遵守責任者の氏名、生年月日 法令遵守規程の概要 業務執行状況の監査の方法の概要

#### ※ 事業所等の数え方について

- 事業所番号が同一であっても、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。障がい者支援施設は、指定件数が1件なので「1」と数えます。
- ・ 事業所数は(1)の事業者区分ごとに合計します。(法人全体の合計ではありません。) (例)

A事業所(居宅介護·重度訪問介護·同行援護·行動援護)	14	
B事業所(居宅介護·重度訪問介護·同行援護·行動援護)	14	
C事業所(就労移行支援·就労継続支援B型)	12	
D事業所(生活介護·就労移行支援·就労継続支援B型)	13	
E事業所(共同生活援助)		
F施設(施設入所支援·生活介護·自立訓練)		

- G相談支援事業所(特定・一般(地域移行・地域定着)・障がい児) 23⑤1
  - → 区分①=15 事業所 ②=3事業所 ⑤=1事業所・・・いずれも20 未満

#### (3) 届出先

事業所等の区分	届出先									
① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者 厚生労働										
② 指定特定相談支援事業又は指定障がい児相談支援事業のみを行う事	市町村									
業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者										
③ 全ての事業所等が新潟市内に所在する事業者	新潟市									
④ ①~③以外の事業者	都道府県									

<sup>※</sup> 届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地では ないので注意してください。

#### (4) 届出事由及び届出様式

下記の事由が生じた場合は、(1)の事業者区分ごとに</u>速やかに届出を行ってください。

例えば、障がい福祉サービス事業所と相談支援事業所を運営する事業者の場合、2通 提出することになります。

届出が必要となる事由	届出様式
○業務管理体制の整備に関して届け出る場合	別記様式第1号(麒織鼓
※ 事業者(=法人等)が、初めて当該区分((1)の事業	援法)
者区分①~⑤)の事業者等の指定を受けた場合(二当該区	別記様式第2号(膧鼬法)
分の「業務管理体制に関する届出」を行っていない場合)	
○事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先の変	別記様式第1号(
更が生じた場合	援法)
(例) A県のみで事業展開していた事業者が、新たにB県に	別記様式第2号(贈酬法)
おいても事業を開始した場合	
届出先 A県知事 → 厚生労働省本省に変更	
(注) <u>変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方</u> に届出	
が必要です。	
〇届出事項(事業者(=法人)の名称・所在地や法令遵守責	別記様式第3号( 轄総
任者の氏名等)に変更があった場合	援法)
※ ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。	別記様式第4号( ) [ ] 別記様式第4号( ) [ ] 別記様式第4号( ) [ ] 別記様式第4号( ) 別記様式
・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が	
変更されない場合	
・ 法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及	
ぼさない軽微な変更の場合	

業務管理体制の整備に関する届出についての詳細や届出様式は、市ホームページに 掲載しています。

新潟市トップページ >「健康・医療・福祉」>「障がい福祉」>「障がい福祉に関する様式集」>「事業者向け様式集」>「業務管理体制の整備に関する事項の届出について」

#### 2 指定の変更申請

次の場合は、<u>あらかじめ</u>指定の変更申請を行う必要があります(事後の届出は不可)。 原則として、定員増等を行う<u>3か月前の末日までに</u>事業実施計画書の提出、<u>前々月の末</u>日までに指定変更申請書類を提出してください。

指定生活介護	• 障がい福祉サービスの量を増加(定員増)しようするとき
指定就労継続支援 A 型	
指定就労継続支援 B 型	
指定障害者支援施設	<ul><li>・施設障がい福祉サービスの種類を変更しようとするとき</li><li>・入所定員を増加しようとするとき</li></ul>

なお、上記以外の事業で定員増を行う場合は、3 か月前の末日までに事業実施計画書の提出、変更後 10 日以内に変更届出書を提出することになります。(「3 変更届」参照)(ただし、共同生活援助(住居追加を伴わないもの)・短期入所・就労定着支援・自立生活援助は、事業実施計画不要)

#### 【提出書類】

- 指定変更申請書(別記様式第2号)
- 変更届出書(別記様式第3号)
- 付表
- 従業者の勤務体制及び勤務形態ー覧表(参考様式1)
- 組織体系図(参考様式2)
- 運営規程
- ・ 事業所の平面図(参考様式5) ※訓練・作業室の面積を確認
- 利用予定者名簿
- 介護給付費等の算定に係る体制に関する届出書
- 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)
- 算定する加算に係る別紙 ※指定の変更申請に伴い、変更がある場合
- その他変更があった場合は該当する書類

#### 3 変更届

指定を受けた後、事業所(施設)の名称や所在地など、所定の事項に変更があった場合は、変更後10日以内に「変更届出書(別記様式第3号)」及び添付書類を提出する必要があります。(変更事項及び添付書類については、「変更届出書の添付書類一覧」のとおりです。)

- ◎ ただし、介護給付費の請求に関する事項(報酬・加算に関する体制)に変更がある 場合の届出時期等については、下記によります。
- ※ なお、福祉・介護職員処遇改善加算に係る届出は、算定する年度の前年度の2月末日(年度途中で算定する場合、<u>算定開始月の前々月の末日</u>)までに届け出る必要があります。
- ① 新たに加算等を算定しようとする(算定される単位数が増える)場合
  - 1日~15日の間に届出が受理された場合 ⇒ 翌月のサービス提供分から算定開始
     (例) 9月10日届出受理 ⇒ 10月から算定開始
  - 16日~末日の間に届出が受理された場合 ⇒ 翌々月のサービス提供分から算定開始
     (例) 9月17日届出受理 ⇒ 11月から算定開始
    - ※15日が閉庁日の場合は、直前の開庁日までに必着。
- ② 加算等を算定しないこととなった場合

事業所(施設)の体制について、加算等の算定要件を満たさず、加算等が算定できなくなった場合や加算等が算定されなくなることが明らかになった場合等は、速やかにその旨を届け出てください。

この場合、加算等が算定されなくなった<u>事実が発生した日から、加算等の算定は行わ</u>ないこととなります。

- ③ 前年度の実績により算出することが要件とされている加算について 従前に届出を行っている場合であっても、毎年4月に届出が必要です。(提出期限等 詳細については、毎年3月中旬頃に通知しています。)
- ④ グループホームの住居の追加の場合

住居を追加する日の<u>3か月前までに</u>事前相談及び「事業実施計画書」の提出、<u>前々</u> 月の末日までに変更届出書と添付書類を提出してください。

#### 【提出書類】

「添付書類一覧(新規申請用)」を参照

#### その他、

- 介護給付費等算定に係る体制に関する届出書
- 介護給付費等の算定にかかる体制等状況一覧表(別紙1)
- 算定する加算に係る別紙
  - ※ 夜間支援等体制加算(別紙 12)など、住居(利用者=加算対象者)の追加に伴い変更がある場合や、新たに加算の算定を開始する場合等
- その他変更があった場合は該当する書類

#### ⑤ 事業所の所在地を変更する(移転する)場合

事業所の所在地を変更する(移転する)日の1か月前までに、障がい福祉課へ事前相談を行ってください。近隣住民等に対し事前に説明を行い、「近隣住民等への説明に係る報告書」を変更届出書に添付し、変更後10日以内に提出してください。

#### 【参考1:事業の変更届について】

上記変更に伴い、事業開始届で届け出た事項に変更が生じた場合は、「障害福祉サービス等事業変更届出書(別記様式第9号)」を併せて提出する必要があります。

#### 【参考2:業務管理体制の整備に関する事項の届出について】

上記変更に伴い、業務管理体制整備の整備に関する事項で届け出た事項に変更が生じた場合は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(別記様式第3号)」を市障がい福祉課または新潟県障害福祉課もしくは厚生労働省に提出する必要があります。

#### 4 廃止届・休止届・再開届・辞退届

#### (1) 廃止・休止しようとする場合

事業を<u>廃止、休止しようとする日の1月前</u>までに、「再開・廃止・休止届出書(別記様式第4号)」及び「障害福祉サービス事業等の廃止・休止・再開届出書」を提出する必要があります。

併せて、現に利用者がいる場合には、その利用者の氏名、希望しているサービス、 異動先のサービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり利用者に対し てその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、事業者として責任 ある対応を図ったことが確認できる資料を提出してください。(別紙可)

※ 一部の事業の廃止、休止の場合は、サービスの種類を明記してください。

#### (2) 再開した場合

事業を再開した日から 10 日以内に「再開・廃止・休止届出書(別記様式第4号)」及び「障害福祉サービス事業等の廃止・休止・再開届出書」を提出する必要があります。当該事業に係る人員配置が休止前と異なる場合には、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」等を添付してください。また、その他変更事項がある場合は、変更届を併せて提出してください。

#### (3) 指定の辞退をしようとする場合(障害者支援施設)

指定を辞退する日の3月前までに「指定辞退届」を提出する必要があります。 併せて、現に利用者がいる場合には、その利用者の氏名、希望しているサービス、 異動先のサービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり利用者に対し てその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、事業者として責任ある対応を図ったことが確認できる資料を提出してください。(別紙可)

#### 5 指定の更新申請

障がい福祉サービス事業者等の指定については、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失うものとされています。

指定の有効期間が満了となる事業所については、更新申請が必要となりますので、満了の日の2か月前までに指定更新申請書及び添付書類を提出してください。

#### ○ 多機能型事業所等で更新時期が異なる場合

なお、多機能型事業所又は居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を一体的に実施している事業所で、有効期間満了日が異なる場合は、有効期間満了となるサービスの更新申請と併せて、その他のサービスを廃止して新規指定申請することにより、更新時期を合わせることができます。

#### ○ 事業を廃止する場合

「第5章 4(1)廃止・休止しようとする場合」を参照

#### ○ 休止している事業の指定更新について

再開届を提出し、基準上必要な人員配置を行わない限り、指定更新はできません。 基準上必要な人員を配置しない場合は、廃止届を提出し、再度、当該事業を行う場合は、指定申請を行うことになります。 添付書類一覧(新規申請用)(チェック用) (添付した書類については、口内にチェックマークを記入し提出してください)

担当者所属	担当者氏名	電話番号	
		FAX番号	
		メールアドレス	

_									, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	添付書類	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	療養介護	生活介護 機能訓練 生活訓練	短期入所	重度包括	共同	生活援助	障害者 支援施設	地域移行支援 地域定着支援	備考
		就労定着支援 自立生活援助		就労移行支援 就労継続支援				変更届(住居の追加 に伴うものに限る)			
	1 障害福祉サービス事業等開始・変更届出書(別記様式第9号)										
	2 指定障害福祉サービス事業者指定(更新)申請書(別記様式第1号)								-	-	
	3 指定障害者支援施設指定(更新)申請書(別記様式第1号)	_	-	_	1	-	ı	_		-	
	4 指定一般相談支援事業者指定(更新)申請書(別記様式第1号)	_	-	_	1	-	1	-	-		
	5 付表										
	6 定款、寄附行為及びその法人登記簿謄本又は条例等							(必要に応じて)			
	7 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)										資格要件がある場合には、確認できる書類を添付
	8 組織体系図(参考様式2)	□※1									
	9 管理者の経歴書(参考様式3)							(必要に応じて)	_		
	10 サービス提供責任者等の経歴書(参考様式3)				_						必要に応じ提出すること
	11 実務経験(見込)証明書(参考様式4)										必要に応じ提出すること
	12 事業所・施設の位置図										
	13 平面図及び概要写真(参考様式5)										
	14 設備·備品等一覧表(参考様式6)										
60	15 併設する施設の概要	_	_	_	_	_	-	_		_	
Ī	16 運営規程										
	17 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等(参考様式7)										
	18 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要(参考様式8)										
	19 障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書(参考様式9)										地域移行・地域定着は様式が 異なるので注意
	20 役員等名簿										管理者も記載すること
ſ	21 協力医療機関との契約の内容(参考様式10)	_	_							_	
ſ	22 施設等との連携体制及び支援の体制の概要(参考様式11)	_	_	_	_	_			_	_	
	23 資産(財産)の状況										
	24 事業所・施設の不動産登記簿謄本又は賃貸借契約の写し										
	25 利用予定者名簿	_	_		_	_	_	_		_	
	26 嘱託医契約書	_	_		_	_	_	_	_	_	配置がある場合
ſ	27 共同生活援助に係る体制	_	_	_	_	_			_	_	
ſ	28 建築基準法に適合していることの確認(確認済証、検査済証等の写し、既存建築物に係る建 準法上の適合状況報告書)	- 基								_	
	29   消防法に適合していることの確認(防火対象物使用開始届等 受付印・検査済印等の押印の書類の写し)	ある								_	
ļ	30 (共生型サービスの指定を受けない旨の)申出書(参考様式12)	□※2	_	□※3		_	_	_	_	_	必要に応じて提出
ľ	31 協議会等への報告・協議会からの評価に関する措置の概要(参考様式13)	_	_	_	_	_		(必要に応じて)	_	_	日中サービス支援型の場合
ļ	32 近隣住民等への説明に係る報告書										
	33 従業者が雇用されていることの確認(雇用契約書・雇用通知書等、雇用関係を確認できる書類写し)	<b>東の</b> ロ									
L	<del>                                    </del>			1						1	l

<sup>※1</sup> 同行援護、行動援護を実施する場合は、従事する従業者が資格要件を満たしていることを確認できる書類を添付すること。

<sup>※2</sup> 同行援護・行動援護・就労定着支援・自立生活援助は不要

添付書類一覧(更新時用)(チェック用) (添付した書類については、口内にチェックマークを記入し提出してください)

担当者所属	担当者氏名	電話番号	
		FAX番号	
		メールアドレス	

#### 1 必須書類

	大野成権   対対定者支援   対対定者支援   対対を有支援   対対を有支援   対対を有支援   対対に表立法   対対に表立法   対対に表立法   対対に表立法   対対に表立法   対域に表立法   対域に表立法   対域に表立法   対域に表立法   対域に表立法   対域に表立法   対域に表立法   対域に表立法   対域を対域に関する原出者   対域を対域を対域に関する原出者   対域を対域を対域に関する原出者   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	備者									
	ᄻᄓᄚᄱ	就労定着支援	原食月喪	就労移行支援	应别八川	里及己拍		変更届(住居の追加に 伴うものに限る)	支援施設	地域定着支援	加州・石
1	指定障害福祉サービス事業者指定(更新)申請書(別記様式第1号)								-	-	
2	指定障害者支援施設指定(更新)申請書(別記様式第1号)	-	-	-	-	-	-	-		-	
3	指定一般相談支援事業者指定(更新)申請書(別記様式第1号)	-	-	-	-	-	-	-	П		
4	付表										多機能型の場合、付表13も提出
5	従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)										資格要件がある場合には、確認 できる書類を添付
6	組織体系図(参考様式2)	□※1									
7	障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書(参考様式9)										地域移行・地域定着は様式が異なるので注意
8	役員等名簿										管理者も記載すること
9	資産(財産)の状況										間近の決算書類(法人及び当該 事業)
10	共同生活援助に係る体制	=	=	=	=	-			=	-	
11	介護給付費等算定に係る体制に関する届出書										
12	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表										
13	算定する加算がある場合は各加算に係る別紙及び添付書類										

※1 同行援護、行動援護を実施する場合は、従事する従業者が資格要件を満たしていることを確認できる書類を添付すること。

#### 2 更新時に合わせて変更があった場合に提出が必要な書類

添付書類	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	療養介護	生活介護 機能訓練 生活訓練	短期入所	重度包括	共同	生活援助	障害者	地域移行支援	備考
為刊音規	行動援護 就労定着支援 自立生活援助	打勁抜護   就労定着支援   就		就労移行支援 就労継続支援			変更届(住居の追加に 伴うものに限る)	支援施設	地域定着支援	<b>加</b> 右
1 定款、寄附行為及びその法人登記簿謄本又は条例等							(必要に応じて)			
2 管理者の経歴書(参考様式3)							(必要に応じて)	-	_	
3 サービス提供責任者等の経歴書(参考様式3)				_						必要に応じ提出すること
4 実務経験(見込)証明書(参考様式4)										必要に応じ提出すること
5 事業所・施設の位置図										
6 平面図及び概況写真(参考様式5)										
7 設備・備品等一覧表(参考様式6)										
8 併設する施設の概要	_	_	_	_	_	_	_			
9 運営規程										
10 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等(参考様式7)										
11 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要(参考様式8)										
12 協力医療機関との契約の内容(参考様式10)	_	_								
13 施設等との連携体制及び支援の体制の概要(参考様式11)	_	_	_	_	_			_	_	
14 事業所・施設の不動産登記簿謄本又は賃貸借契約の写し										
15 協議会等への報告・協議会からの評価に関する措置の概要(参考様式13)	_	_	_	_	_		(必要に応じて)	_	_	日中サービス支援型の場合

管理者も記載するこ

建築にかかる確認済証・検査済

証や消防の検査済証・防火対象

物使用開始届(受付印あるもの)

の写しを添付

経過措置により研修未受講の

場合は、受講確約書を添付

〇 指定変更申請書

生活介護, 就労継続支援B型, 施設入所支援において, 定員増を行おうとする場合は, あらかじめ指定の変更申請を行う必要があります。

- 変更後10日以内に届け出る必要があります(グループホームの住居追加,介護給付費等の請求に関する届出を除く。)。
- 変更届出書の「変更の内容」欄には、**変更内容を具体的に**記入してください

	○ 変更届出書の「変更の内容」欄には、変更内容を具体的に ○ ここに記載のない事項にかかる変更は、変更を行っている。				音がに	\垣:	灿鲤	へ細	加米	ノセコ	KI N			_																
	○ ここに配収のない事項にかかる変更は、変更を	J / HI	鑑文	<b>Д</b> У Р	年が、	, .LEE.	1111年	· -> theth-	1日 改	\/_C	- · · · ·						添	付書	類											
	【陳がい福祉争じ、本事集 (一般相談合む)】 (陳書福祉サビ、本事集等変更届出書 (別記様式第9号(第12条関係)) (沿行変更申請書 (別記様式第2号 (第7条関係)) (3)変更届出書 (別記様式第3号(第8条関係)	事業等変更届出	②指定変更申請書	③変更届出書	付表	定款 条例	謄本 (現在	び勤務	組織体		サービス提供	歴書 サービ ス管理 責任者	護・行	資格証の写し		者初任 者研修	実務経 験(見 込み) 証明書	事業 所・施 設の位	平面図 及び	設備・ 備品等 一覧表	運営規程	主たる 対象特 を する理 由等	解決す るため に講ず る措置		役員等 名簿	協力医療機関	不助座 登記簿 謄本又 は賃貸	施と携及援制を建準適でこる確認を	にしてしている	近隣年の明る書
		書 ヒ ス	書					参考 様式1	参考 様式2		参考	<b>手様式3</b>					参考 様式4		参考 様式5	参考 様式6		参考 様式7			参考様式9 別紙	参考 様式10		参考 様式11		
1事	業所(施設)の名称	(短期入所)		•	•																•									
2 事	業所の所在地(施設の設置の場所)	△ (短期入所)		•	•													•	•	•	•						•	(%		•
3 申	請者(設置者)の名称【法人名変更】	•		•			•					登記簿謄 理事会議									•									
	たる事務所の所在地【法人本部・市町村役所の移転】 電話番号・FAX番号が変わった場合は必ず電話・FAX番号も記載すること。	•		•			•		事録の		- ·pz 🗀 10																			
5 %	表者の氏名及び住所 変更届に代表者の氏名にフリガナを記載すること。	•		•			•																	•	•					
	款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 当該事業指定に係る事業に関するものに限る。)			•		•	•																							
7 事	業所の種別(併設型・空床型・単独型) 【短期入所事業所のみ】	△ (短期入所)		•	•										資格要件	±8 + 7					•									
	業所(施設)の建物の構造若しくは平面図又は設備の概要			•											貝恰安什 場合に必 じ提出				•	•										
11 併 員	設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定 【短期入所事業所のみ】	△ (短期入所)		•	•			•						$\sqrt{2}$			7		•		•									
事	業所(施設)の管理者の氏名及び住所	•		•	•			•	•	•				•			•							•	•					
12 事	業所のサービス提供責任者の氏名及び住所			•	•			•	•		•			( <u>%</u> 2)			<b>▲</b> ( <b>※</b> 2)				<b>^</b> <				 €任者等(	の人数が増	減する			
事	業所(施設)のサービス管理責任者の氏名及び住所			•	•		裁主項	に変更が	ある担合	>1-担中		•		<b>A</b>	•	•	•				<b>▲</b> <		場合に	-提出						
運	営規程			•	<b>▲</b>		山東子久	10支土//	10 co co co	I I CIJE III					必要に	応じて提	出(社会福	祉			•									
13	生活介護, 就労継続支援A型・B型, 施設入所支援における <b>定員増</b>		•	•	•			•	•						主事任	E用資格等	等)				•									
	上記以外の従業者の職種・員数の変更の場合(※1)	•		•	•			•	•												•									
14 協容	カ医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内 又は医療機関との協力体制の概要			•	•																					•				
	係機関(障害者支援施設等)との連携体制及び支援の体制概要【共同生活助のみ】			•	•																							•		
16 連 所	携する公共職業安定所その他の関係機関の名称【就労移行移行支援事業 のみ】			•	•																							•		
	護給付費等算定に係る体制に関する届出書			•	介護	給付	き等算:	定に係	る体制	に関す	る届出	出書,介	護給付	費等0	)算定(	に係る位	<b>卜制等</b> 状	況一	覧表(5	別紙1)	,算定	する加	算に係	る別糸	Æ					
18 役	員の氏名, 生年月日又は住所			•																				•	•					
その1	同行援護・行動援護従事者の変更			•	•			•	•				•	•			•				•									
-( 0)1	苦情を解決するために講ずる措置の概要			•	•																		•							

- ※1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の居宅介護員等の変更については、年1回以上の届出(時期は任意)を行うこと。
- ※2 必要とされる資格要件に応じ、研修修了証書の写しや実務経験証明書を添付すること。
- ※3 確認済証・検査済証の写し、既存建築物に係る建築基準法の適合状況報告書
- ※4 防火対象物使用開始届等(受付印・検査印等の押印のある書類の写し)